

客船ターミナル等の指定管理者管理運営状況等の評価委員会

令和2年7月27日

【佐々木振興課長】 定刻となりましたので、只今から客船ターミナル等の指定管理者の評価委員会を開催させていただきます。

委員の皆さまには、お忙しいところご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

私は司会進行を担当いたします佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

客船ターミナル等の指定管理者の評価委員会では、客船ターミナル等及び船舶給水施設に加えて、公共外貿コンテナふ頭施設等も評価対象施設となります。

評価委員会の前半部では客船ターミナル等及び船舶給水施設について、後半部では公共外貿コンテナふ頭施設について審議いたします。

まず、客船ターミナル等及び船舶給水施設をご審議いただく、委員の皆様方をご紹介申し上げます。

東京都立大学 経済経営学部 教授 松田 千恵子 委員でございます。

【松田委員】 よろしくお願ひします。

【佐々木振興課長】 日本外航客船協会 安全対策委員会委員 村上 寛 委員でございます。

【村上委員】 村上です。よろしくお願ひします。

【佐々木振興課長】 公認会計士 金子 邦博 委員でございます。

【金子委員】 よろしくお願ひします。

【佐々木振興課長】 東京都港湾局港湾経営部長 戸井崎 正巳 委員でございます。

【戸井崎委員長】 よろしくお願ひします。

【佐々木振興課長】 東京都東京港管理事務所長 大野 克明 委員でございます。

【大野委員】 よろしくお願ひします。

【佐々木振興課長】 以上、5名でございます

なお、委員長は「客船ターミナル等の指定管理者管理運営状況等の評価委員会設置要綱」に基づき、戸井崎正巳 東京都港湾局港湾経営部長とさせていただきます。

本委員会は、委員会設置要綱に基づき審議を公開とし、別途、議事録も公開いたします。

また、本日は全員のご出席をいただいておりますので、本委員会は成立していますことをご報告いたします。

次に、お手元に配付いたしました資料につきまして、確認させていただきます。

まず「会議次第」と「座席表」でございます。

次に【資料1】「施設別評価項目・評価基準」と【資料2】「客船ターミナル等指定管理者管理運営状況等の一次評価結果」を、A3のファイルに、とじさせていただきます。

また、【資料3】『指定管理者の管理運営状況評価について』を配付しております。

なお、お手元に令和元年度評価資料を用意してございますので、ご活用いただきたいと思います。

議事に先立ちまして、委員長よりご挨拶があります。戸井崎委員長、よろしくお願いいたします。

【戸井崎委員長】 戸井崎でございます。委員の皆様には、ご多忙にもかかわらず、客船ターミナル等の指定管理者管理運営状況等評価委員会委員へのご就任をいただき、誠にありがとうございます。また、常日頃 港湾事業の推進に一方ならぬご理解・ご協力を賜り、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、客船ターミナルをはじめ海上公園等の施設で導入されました指定管理者制度も今年度で15年目になりました。客船ターミナル及び船舶給水施設につきましては、28年度から3期目の指定期間に入っております。また、29年度からは、新たに公共外貿コンテナふ頭施設につきましては、指定管理者制度を導入いたしました。

東京都は公の施設の設置者として、その執行に責任を有することから、さらなる利用者サービスの向上や安全管理面の徹底のために、毎年度、指定管理者の管理状況について評価を実施しております。

本委員会では、3期目の4年目となった昨年度の客船ターミナル等及び船舶給水施設、並びに29年度から新たに指定期間に入った公共外貿コンテナふ頭の管理運営状況について評価を行っていただくことになっております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には活発なご意見とご審議を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐々木振興課長】 それでは、本委員会の進め方についてご説明いたします。資料3をご覧ください。本委員会において評価していただくのは、令和元年度の「客船ターミナル施設」及び「船舶給水施設」の指定管理者による管理運営状況でございます。

まず、事務局から一次評価について、説明をさせていただきます。

一次評価は、資料3にございます評価基準ごとに、客観的なデータ等に基づき、都が行ったものです。その後、質疑応答を経て、委員の方々に一次評価を検証していただき、専門的な観点から各施設の管理運営状況の二次評価を行っていただきたいと思います。

二次評価は、令和元年度評価より従来の「S」、「A+」、「A」、「B」の4段階評価から「S」、「A」、「B」、「C」の4段階評価へと評価基準が変更されております。管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設については「S」、管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設「A」、管理運営が良好であった施設については「B」、管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設については「C」という4段階で評価していただきます。

なお、本委員会における二次評価に基づいて、東京都で総合評価を決定し、指定管理者に通知いたします。あわせて、評価結果の概要はホームページ等で公表いたします。

このように進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

これより、議事に入ります。進行を委員長にお願いしたいと存じます。戸井崎委員長、よろしく申し上げます。

【戸井崎委員長】 では、議事に入らせていただきます。当委員会は、只今ご説明したように、東京都で行った一次評価を検証し、各港湾施設の指定管理者の管理運営状況等について専門的な観点から評価をしていただくものでございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

はじめに、「一次評価の確認項目・評価基準、評価の方法」について、事務局より説明願います。

【吉田ふ頭運営課長】 東京港管理事務所ふ頭運営課長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

それでは、「一次評価の評価項目・評価基準、評価の方法」につきまして、ご説明いたします。お手元の、資料1「施設別評価項目・評価基準」をご覧ください。A3横長のファイルでございます。

評価項目の区分でございますが、左かたの大項目は「管理状況」及び「事業効果」となります。この大項目をそれぞれ4項目の中項目に分け、さらに確認項目として晴海客船ターミナルは34項目、有明・青海・竹芝の各客船ターミナルは、32項目を評価しております。

岸壁給水・運搬給水につきましては、施設の内容・事業形態が客船ターミナルとは異なりますので、実態に合わせた24項目を確認項目として評価しております。

評価にあたりましては、業務が基本協定・管理運営基準・業務実施計画、各関係法令等に基づき、適切に履行されているかを、①毎月の業務実施報告に基づく執行状況の確認、②指定管理者との打合せ会におけるヒアリング、③職員による各現場における実地検査の結果等を基に、総合的に評価しております。

評価の方法、採点につきましては、各確認項目について、3段階で評価を行っております。『水準を上回る』が2点、『水準どおり』が1点、『水準を下回る』が0点といたします。年間計画に掲げたものを実施していれば『水準どおり』、実施されていなければ『水準を下回る』、特筆すべきものがある場合には『水準を上回る』ということで配点しております。

また、都が重視する施設の有効活用や賑わい創出など指定管理者による事業実施のインセンティブを働かせるため、2つの大項目のうち「事業効果」においては配点の比重を1倍から2倍へと高くしております。

資料の2枚目をご覧ください。「特記事項」については、特に評価すべき点や、特筆すべき成果、努力が認められる点、一層の取組が望まれる点などについて記載することになっております。また、「要改善事項等」については、改善を要する点及び改善が望まれる点について記載することになっております。

次の一次評価結果については、評価項目が全て中位の評価を受けた場合の得点を標準点とし、各確認項目の評価の合計点を出します。標準点の1.33倍以上の場合は『S』、標準点の1.25倍以上、Sよりマイナス1点以下の場合は『A』、標準点の0.88倍以下の

場合は『C』、Cよりプラス1点以上、『A』よりマイナス1点以下の場合は『B』となります。

続いて「確認事項」の1「指定管理者の財務状況」については、指定管理者が業務を継続して遂行するために必要な経営基盤を有し、安定的な管理運営が可能であるかどうかの確認を行います。また、2の「特命要件の継続」については、指定管理者選定時の特命要件が継続しているかの確認を行います。

以上で、評価項目・評価基準、評価の方法につきましてご説明を終わらせていただきます。

【戸井崎委員長】 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか、それではご質問等ないので各施設の評価に移ります。

先ほどご説明いたしました「評価の方法」に基づき、施設の所管局である港湾局が一次評価を実施しております。これを基に審議を進め、本委員会において二次評価を決定いたします。

はじめに、客船ターミナル施設の評価について、事務局から説明をお願いします。

【吉田ふ頭運営課長】 それでは、資料2「客船ターミナル等指定管理者 管理運営状況の一次評価結果」をご覧ください。資料1と同じA3横長のファイルに綴っております。

続きまして、こちらの青いファイルの指定管理者評価資料をご覧ください。この評価資料は、見出しのとおり、晴海、有明、青海の客船ターミナル施設等、竹芝客船ターミナル施設、船舶給水施設に分けて、それぞれ評価項目ごとに取組等を記載した年度報告書及び別紙付属資料を取りまとめ、目次に従いページを付させていただいております。

それでは、『晴海客船ターミナル施設』でございます。

はじめに大項目の「管理状況」の第1の項目「適切な管理の履行」でございます。評価資料1 16頁をご覧ください。「人員配置」は、「人員配置計画」に沿って適切に履行されていることを現場事務所訪問及び事務分担により確認しております。

次に評価資料1頁をご覧ください。客船寄港数ですが、今回の指定管理期間前の平成27年度が22隻だったのに対し、平成31年度は29隻と、約32%増加しております。また、新型コロナウイルス発生の影響により、前年度の38隻に対し、29隻と、9隻減少しておりますが、寄港日数は前年度の46日に対し、52日と増加しております。

さらに、東京2020大会を控え、視察受入れ等件数も前年度の146件から179件と約23%増加しております。

こうした中、特に「人員配置」につきましては、社員4名は客船対応業務に重点を置き、臨時職員について、当初計画に比べ約2倍に増員し、一般管理業務を分担させることにより柔軟に対応し、安全かつ快適な利用者サービスを提供しております。

「人材育成の取組」では、評価資料1頁にあるとおり、クレーム対応研修、接遇研修、上級救命講習等を社員及び臨時社員も含め、積極的に受講し、サービスの向上に取り組んでいることを確認しております。

「施設の使用許可等」につきましては、評価資料1 17頁のとおり、東京都港湾管理条例

などにに基づき、申請内容を審査して適正に許可しております。平成31年度の実績は、約24,000件と対前年度比約10%の減となっております。これは東京都によるターミナルの大規模修繕等によるものでありますが、こうした利用制限がある中でも、「写真撮影」と「映画等の撮影」の件数は、工事等との調整を行い約11%増となっております。

「施設の維持補修・修繕」、「施設の警備」、「施設の清掃」、「施設の緑地管理」及び「施設の維持管理」につきましては、評価資料の123頁から125頁に渡りますが、「修繕・工事台帳」や「委託一覧表」等のとおり、指定管理者が各専門業者へ委託して業務を遂行しております。各業務の内容が管理運営基準に基づいているか否かは、各委託契約の仕様書により確認しております。

また、毎月の履行につきましては、評価資料126頁以下の「年間作業実施計画・予定表」に基づき、例月の管理運営月報、施設不良報告及び経過報告により確認しており、適切に実施されております。

この中で、特に「施設の維持補修・修繕」につきましては、評価資料2頁のとおり、ターミナルが老朽化していることを踏まえ、客船寄港日数や視察受入れ等が増える中において、当初計画2,000万円に対し、約2,370万円、執行率118%を実施し、施設の安全性を確保しております。また、修繕にあたっては、客船寄港や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連工事、視察対応等の日程を考慮し、関係者と調整した上で実施しており、この他、雨天時や夜間の特別点検も行っております。

以上から、「適切な管理の履行」については、「人員配置」と「施設の維持補修・修繕」は『水準を上回る』とし、その他の項目は『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、中項目、第2番目の「安全性の確保」についてです。

「防災・防犯への配慮」、「緊急時対策」、「施設・設備管理に関する書類等の整理」及び「事故への対応」でございます。評価資料4頁以下のとおり、「防災・防犯への配慮」、「緊急時対策」につきましては、消防庁から初めて自主防災管理強化の表彰を受けたほか、緊急時アクションマニュアルに基づいた自衛消防訓練や有事の際の晴海貯水槽活用訓練など、防災等への体制整備や緊急時対策も適切に行われております。

特に「緊急時対策」につきましては、警察署に依頼しての初めてテロ対策の心得等講習会や東京消防庁と合同での初めての「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催時におけるテロ発生時を想定した大規模救助救難訓練」を実施し、緊急時対応力の強化を図っております。

これらに加え、老朽化したボーディングブリッジについて、都において新たな整備が難しい中で、指定管理者の方で、専門事業者の指導による本船からの緊急離着脱訓練を実施したほか、8頁のとおり、新型コロナウイルスの感染予防対策として、館内消毒液の設置、清掃時におけるドアノブ等の消毒強化にも迅速に対応するとともに、都からの閉鎖要請にも、警備員の配置変更等により適切に対応しております。

「施設・設備管理に関する書類等の整理」及び「事故への対応」については、日常業務に

おける緊急時対応について、救急ファイルが常に掲示され、事故への対応等に係る緊急連絡体制も整っており、施設の安全性は適切に確保されております。

以上から、「安全性の確保」については、「緊急時対策」は『水準を上回る』とし、その他の項目は『水準どおり』と評価いたしました。

次に、中項目、第3番目の「法令等の遵守」でございます。

評価資料17頁のとおり、個人情報の保護及び情報公開については、都の条例、規則等に沿った内容の社内規程により処理され、関連する研修へは積極的に参加するなどにより管理が行われております。

この他、指定管理者においては、ネットワークシステムの情報セキュリティ対策を強化するため、データをセキュリティレベルの高い専門会社に管理してもらうクラウド化を導入しており、大規模災害時等による被害リスクの回避を図っております。

しかしながら、外部関係者への一斉メール送信時にBCCではなく、CCに入れて送信した個人メールアドレスの漏洩事故が発生しております。

このため、指定管理者においては、速やかに各関係者にお詫びと削除依頼の連絡を行うとともに、再発防止対策を策定し、メール送信前の社員間でのダブルチェックや研修の強化をはじめ、複数の宛先へのメール送信時に自動に保留され、再度確認できるメール一時保管システム及びチェック機能システムの導入等を実施しております。

なお、漏洩事故につきまして、その後、悪用された等の報告、届出は出ておりません。

以上から、「法令等の遵守」については、「個人情報保護・情報公開の取組」と「利用記録等各種情報の管理」は『水準を下回る』とし、その他の項目は『水準どおり』と評価いたしました。

中項目、第4番目の「適切な財務・財産管理」でございます。

評価資料18頁のとおり、平成31年度計画額は約3億となっておりますが、予算範囲での適切な執行については、業務実施報告等により確認しております。

一方、都の収入となる使用料は、評価資料117頁以下のとおり、都のターミナル大規模修繕等により、ホールや駐車場等について、利用件数、使用料ともに前年度比で減少しておりますが、会計規程等に基づき適切に処理されております。

物品等の管理は、適切に管理されており、物品報告書にて確認しているとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、老朽化による使用不適品を抽出し適切に処分しております。

また、経理・現金等に関する書類等の管理につきましても適正であり、問題なく処理されていることを確認しております。

以上から、「適切な財務・財産管理」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続きまして、大項目「事業効果」の第1番目の項目「事業の取組」でございます。評価資料の19頁以下をご覧ください。

「自主事業の企画、実施、成果」につきましては、指定管理者では客船ターミナル施設自

主事業運営基準に基づき、新たに2件の自主事業を実施しております。

客船寄港日数や東京2020大会を控えた視察受入れ等が増加する中、大会の機運を高めるため、スポーツをテーマにし、年代に応じてタイムを競い合う「金メダルを目指せ! Speed4」、子供たちによるランニングバイクによる競争を行う「シーサイドライダーカップ」という新たな自主事業を実施しております。

また、昨年度に開始した子供たちによるフリーマーケットである「キッズフリマ」なども実施し、前年度に比べ参加者が20%増加し、賑わいを創出しております。

さらに、晴海オータムフェスティバルでは、新たに地元区のボランティア団体と連携し、「おもちゃの病院」、「むかしなつかし紙芝居」を開催したほか、新たに海上公園事業と連携した「ブルベリー苗木無料配布」など、多くの人に満足してもらっております。

次に、「利用者サービス向上に向けた取組」でございます。評価資料の25頁以下をご覧ください。

外国人旅行者向けの利便性向上を図るため、新たに24時間利用可能な外貨両替機を設置し大変好評となっているとともに、多言語対応として74言語に対応した自動翻訳機器を導入し、海外からのお客様に対し迅速に回答ができるようになり、海外からのお客様やクルーに大変好評になっております。

また、客船入港時には、下船客の交通利便性を確保するため、タクシーのターミナルへの誘導、タクシー利用者の円滑な動線確保、シャトルバスへの誘導、安全面を強化するための警備員の増員などにより、円滑な車両オペレーションを行い、お客様の利便性向上に向けて取り組んでおります。

この他にも、旅行代理店から乗船客の国籍に応じた通訳の配置、下船客のスムーズな動線、交通手段への誘導に繋げるため、事前に関係者間で下船時の館内及び動線レイアウト策定の調整を行うとともに、大井水産物ふ頭や横浜港で乗船するお客様が誤って晴海客船ターミナルに来られたときのアクセスマップの配布や誘導員の設置なども行っております。

客船の寄港日数増加の中においても、適切な対応を行いつつ、利用者サービスの向上に向けた施設面、ソフト面について、創意工夫による更なる向上を目指した取組を推進しております。

続きまして、「利用促進への取組」でございます。評価資料の63頁以下をご覧ください。

前年度に実施したスタンプクルーズの第2弾としまして、新たに晴海独自のポストカードを4種制作し、スタンプクルーズを実施しております。

また、前年度に導入したGoogleにキーワードを6種設定し、広報力を強化した結果、間接検索による当施設への検索数は前年度比で312%と上昇しております。

さらに、客船入出港等のタイミングに合わせた多くのツイッターの発信により、フォロワー数は、前年度末3,045名だったのが、平成31年度末には3,694名と前年度比121%と大きく伸びております。

これらの他、東京港客船ターミナルホームページのトップページに「客船ターミナル友の

会」に関する情報をまとめたコーナーを新規に開設したところ、友の会会員数は前年度から 97 人増え、781 人となっております。

以上から、「事業の取組」については、「自主事業の企画、実施、成果」、「利用サービス向上に向けた取組」、「利用促進への取組」は、全て『水準を上回る』と評価いたしました。

次に、第2番目の項目「利用の状況」でございます。評価資料の134頁以下をご覧ください。

晴海客船ターミナルでは、空調工事による6月から3月のホールの閉鎖や客船寄港日数増による撮影等の利用停止日の増加、東京2020大会工事による1月の大型駐車場の使用停止等がございました。

乗降客数については、平成31年度は43,802人、平成30年度は44,656人だったため、約850人、約2%の微減となっておりますが、これは新型コロナウイルスによるクルーズ客船の入港キャンセルがあり、客船入港隻数が前年度の38隻に比べ9隻減の29隻となっているためでございます。

評価資料117頁をご覧ください。こうした状況におきまして、施設の利用者数については、乗船客、一般利用及びホールは減少し、撮影やイベントでは増加しているものの、全体では減少しております。

また、ホールと駐車場の利用件数は減少し、写真撮影等の件数は施設の利用調整を図り、前年度より増加しておりますが、これらの利用状況については、外部要因による影響を除けば、概ね例年どおりであると考えられます。

以上から、「利用の状況」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、第3番目の項目「利用者の反応」でございます。

「適切な管理の履行」でご説明しましたとおり、接遇マナーやお客様視点を徹底しているところでございますが、評価資料77頁以下のとおり、晴海客船ターミナルでは、イベント等の開催時や客船関係者も含め、475件のアンケートを取得しております。

この結果では、社員・警備・清掃員等のスタッフ全体に対する好感度が高く、特に客船関係者からは天候不順時の柔軟な車両動線等の変更や観光案内など、客船入港時のオペレーション等の対応に関する評価が高くなっております。

また、個別の客船等の受入れにおいても、利用者や関係者等には適切に対応し、感謝されております。その他、都からの急な依頼等に対しても、迅速、的確に対応しております。

設備面の管理につきましては、アンケート結果から全体的に良好であると判断いたしました。

「利用条件」につきましては、管理運営基準に基づく管理がなされております。

「イベント等の企画内容」につきましては、創意工夫を行いながら、業務実施計画に基づき自主事業を履行しており、アンケートも十分取得し、満足度調査も概ね良好との回答が多くなっております。

以上から、「利用者の反応」については、「職員の接客状況」は『水準を上回る』とし、そ

の他の項目は「水準どおり」と評価いたしました。

最後に、第４番目の項目「行政目的の達成」でございます。評価資料の８９頁以下をご覧ください。

客船の受入れに対し、船舶代理店や旅行代理店と良好なパートナーシップを構築し、車両や乗客の動線調整、警備員や通訳の手配などを的確に行うとともに、天候等の状況に応じても臨機応変な対応を行っているほか、９０頁のとおり、社会科見学の小学校受入れは、前年度に比べ、約４２％増の２７校を受入れております。

また、９４頁のとおり、新型コロナウイルス発生時期における入港客船の下船におきましても、都をはじめ、客船に関わる多くの関係機関と連携、調整し、下船客の安全、スムーズな動線を提案し、実現しております。

さらに、９６頁のとおり、大型車駐車場の減少により、都から客船ツアーバス等のため、岸壁を駐車場利用するよう要請を受けた際には、都バスの協力を得て駐車シミュレーションを実施するとともに、出発スケジュールに沿った円滑な車両誘導を行っているほか、同じく９６頁のとおり、冬場における都の大規模空調工事に伴い、館内等へ暖房機器を設置することにより、客船寄港やイベント等があったため、関係者から評価されております。

これらに加え、９７頁のとおり、東京２０２０大会を控え、組織委員会や行政機関など、前年度１４６件から１７９件と約２３％も増加した大会関連の選手村視察等に際し、ターミナル内の円滑な利用、接遇を行うとともに、都が行う関連工事とターミナル利用との適切な調整を図っており、都の実施策への協力に関する取組などを、毎月の業務実施報告等で確認しております。

以上から、「行政目的の達成」については、「施設の目的達成」、「都及び関係機関等との連携」、「都の実施策への協力」とともに『水準を上回る』と評価いたしました。

その他、特記事項につきましては、「客船寄港日数や東京２０２０大会を控えた視察受入れ等の増加に伴い、業務量も大幅に増加する中、これまで以上に船舶代理店や旅行代理店等の関係者と良好な関係を構築し、安全、円滑な客船受入れオペレーションを実施するとともに、新たなイベントの開催等による施設の魅力向上や賑わい創出も積極的に図りながら、東京大会に向けたテロ対策等にも真摯に取り組み、施設等の保安強化にも寄与した。さらに、新型コロナウイルスの感染予防対策として、館内消毒液の設置、清掃時におけるドアノブ等の消毒強化に迅速に対応している。」としております。

以上を総合した結果、晴海客船ターミナルについては、３４評価項目のうち、『水準を上回る』が１０項目、『水準どおり』が２２項目、『水準を下回る』が２項目となり、合計点は６３点、一次評価は『Ａ』といたしました。

最後に、事業者の財務状況です。評価資料の最後にファイルいたしました「財務状況」をご覧ください。『令和元年度も平成３０年度同様に、港湾施設の管理運営事業を行うに当たり、財務状況による支障等は見受けられない。』と判断いたしました。各ターミナル・船舶給水においても共通でございます。

続きまして、『有明客船ターミナル施設・有明小型船発着所浮桟橋』について、ご説明させていただきます。同じくA3横長のファイルの資料2にあります「有明」のインデックスが貼られたページをご覧ください。

大項目の「管理状況」につきましては、晴海・有明・青海客船ターミナルは同一の管理組織で行っておりますので、晴海で力を入れて取り組んでおります「人員配置」と「施設の維持補修・修繕」を除きましては、雨天時や夜間の特別点検の実施など、基本的には同様でございます。

「施設の緑地管理」につきましては、左右に広がる海上公園との一体性を意識した管理に努めるとともに、芝生地や植え込み地管理を適切に実施しております。

また、「施設の維持管理」につきましては、乗降船の利用形態として団体利用が多いことから、動線等スペースの確保など安全面に配慮するとともに、評価資料105頁にあるとおり、施設管理者として工夫を行い、待合所の壁面を使った展示会の開催や潮風を堪能できるガーデンテーブル設置など、利用者サービスの向上に努めております。

特に、「緊急時対策」については、評価資料91頁にあるとおり、東京都視察船の代替船運航にあたり、新たに消防庁等の関係者と連携し、緊急時着岸訓練を実施し、安全強化に取り組んでいるほか、8頁のとおり、新型コロナウイルスの感染予防対策として、館内消毒液の設置、清掃時におけるドアノブ等の消毒強化に迅速に対応しております。

以上から、「管理状況」については、「緊急時対策」は『水準を上回る』とし、その他の項目は『水準どおり』と評価いたしました。

第2の大項目「事業効果」の項目です。

まず、第1番目の「事業の取組」につきましても、晴海客船ターミナル同様、自主事業運営基準に基づき適正に実施されており、利用者の利便性を考えた管理運営が適切に行われております。

また、22頁と23頁にありますとおり、東京港見学会や先程の105頁にありますとおり、展示会の開催によりターミナルの活性化を図っております。

以上から、「事業の取組」の各確認項目は『水準どおり』と評価いたしました。

次に、第2番目の「利用の状況」ですが、有明客船ターミナルの特性と致しまして、東京ビッグサイトが隣接しており、公共交通機関も充実しております。評価資料74頁をご覧ください。

利用者数は、50,010人と前年度から約2,600人の減となっております。平成28年度よりは多い人数ではありますが、定期航路の便数の減少に加え、新型コロナウイルスの影響により3月は全ての船舶が運航休止となり、利用者数は減少しております。ただし、不定期航路船は微増しております。

一方、近年の舟運活性化を見据え、平成28年度から港湾局として浮桟橋の有効利用を実施しております。平成31年度の舟運の利用者は、13,961人であり、前年度より若干

増加しておりますので、今後、定期航路を含めた利用者増を期待しているところでございます。

以上から、「利用の状況」の各確認項目は『水準どおり』と評価いたしました。

次に、第3番目の「利用者の反応」ですが、当ターミナルは、晴海客船ターミナルや竹芝客船ターミナルと異なり、水上バス乗り場でありますので、乗降客の通過点に過ぎず、施設内に留まる人が少ないため、事業の企画、実施が難しいところでございます。

そのような中で、評価資料22頁と23頁のとおり、東京港見学会を開催しております。評価資料の82頁以下のとおり、こうしたイベント時のアンケートや別途利用者へのアンケートを実施しておりますが、概ね満足度は高く大きなクレームは出ておりません。

以上から、「利用者の反応」の各確認項目は『水準どおり』と評価いたしました。

最後に、第4番目の「行政目的の達成」でございます。

評価資料89頁のとおり、定期航路船と不定期航路船の係留調整を実施するとともに、東京ビッグサイトでのイベント開催に伴う客船ターミナル混雑時には警備員を増員し、安全対策を強化しております。

また、船舶の円滑な施設利用を図るため、船舶運航事業者へのヒアリングを実施するとともに、視察等による施設利用の要望があった際には、きめ細やかな調整を行っているほか、舟運活性化といった都の実施策への協力に関する取組を、毎月の業務実施報告等で確認しております。

以上から、「行政目的の達成」の各確認項目は『水準どおり』と評価いたしました。

その他、特記事項につきましては、「東京ビッグサイトに隣接しているため、イベント開催に伴う客船ターミナル混雑時の安全対策の強化をはじめ、舟運活性化に向けた定期航路船と不定期航路船の係留調整、東京都視察船の代替船運航にあたっての緊急時着岸訓練の開催など、都の実施策に協力している。また、新型コロナウイルスの感染予防対策として、館内消毒液の設置、清掃時におけるドアノブ等の消毒強化に迅速に対応している。」としております。

以上を総合した結果、評価の合計点は45点、一次評価は『B』といたしました。

引き続き、『青海客船ターミナル施設・青海小型船発着所浮桟橋』でございます。

同じくA3横長のファイルの資料2にあります「青海」のインデックスが貼られたページをご覧ください。

青海客船ターミナルにつきましては、平成27年4月1日より基本的に閉鎖管理としております。

まず、大項目の「管理状況」につきましては、晴海・有明・青海客船ターミナルは同一の管理組織で行っておりますので、晴海で力を入れて取り組んでおります「人員配置」と「施設の維持補修・修繕」を除きましては、雨天時や夜間の特別点検の実施など、基本的には同様でございます。

「適切な管理の履行」につきましては、施設の特性として公園のように散策できるスペースが多いことにより、有明客船ターミナルと同様に、左右に広がる海上公園との一体性を意識した緑地管理に努めるとともに、風の影響を受けやすい立地を考慮し、栈橋の維持管理にも重点をおいて管理を行っております。また、通常の警備体制に加え、職員による巡回も行っております。

以上から、「管理状況」の各確認項目は『水準どおり』と評価いたしました。

次に、大項目の「事業効果」でございます。

評価資料 74 頁のとおり、利用者数は、定期航路船の便数の減少、東京都視察船の 8 月での運航休止、新型コロナウイルスの影響による全ての船舶の 3 月の運航休止により、4,603 人と前年度から約 5,800 人の減となっております。

青海客船ターミナルは、閉鎖管理としてはおりますが、利用者から要望のあった敷地内の飲料自販機の設置については継続しております。

また、評価資料 105 頁にありますとおり、施設管理者として、限られた状況の中で、東京港の生物パネル展示や港内清掃事業の紹介など、工夫を行い、施設の有効活用に努めています。

さらに、95 頁にありますとおり、視察等による施設利用の要望があった際には、きめ細やかな調整を行っているほか、新客船ふ頭の工事関係者に対し、車両通行や清掃等の調整を行い、施設の安全性と都の工事の円滑な実施に寄与しております。

以上から、「事業効果」の各確認項目は『水準どおり』と評価いたしました。

その他、特記事項につきましては、「新客船ふ頭の工事関係者に対し、車両通行や清掃等の調整を行い、施設の安全性確保や都の工事の円滑な実施に寄与している。また、新型コロナウイルスの感染予防対策として、館内消毒液の設置、清掃時におけるドアノブ等の消毒強化に迅速に対応している。」としております。

以上を総合した結果、評価の合計点は 44 点、一次評価は『B』といたしました。

最後に、特命要件の継続についてご説明いたします。

「晴海客船ターミナル」は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で選手村や仮設施設を整備する晴海地区にあり、セキュリティエリアに含まれる予定です。

また、「有明客船ターミナル及び有明小型船発着所浮栈橋」は、隣接する東京ビッグサイトが東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で利用されるため、開催期間中の管理運営対象範囲への影響が想定されます。

最後に、「青海客船ターミナル及び青海小型船発着所浮栈橋」は、近隣に新たな客船ふ頭及びターミナル施設を整備中であり、工事期間中の管理運営対象範囲への影響が想定されます。

このため、引き続き指定管理期間中は、各種工事期間やセキュリティ期間における安定的な施設管理や船舶運航会社及び利用者とのきめ細やかな調整、安全対策、使用制限時の臨機応変な対応が予想されます。

また、これらの施設は、施設の管理運営に類似性があり、施設をグループ化することにより、スケールメリットを活かした効率的な管理運営が図られます。

このような状況において、指定管理者である東京港埠頭株式会社は、平成18年度の指定管理者制度導入以前から、客船ターミナルの管理を受託しており、指定管理者として安定的な施設管理や利用者調整も含めた臨機応変な対応を行いうる、豊富な管理実績及び経験を有することから特命選定されております。

同社は、これまでどおり、各客船ターミナルにおいて客船受入れのための調整や各種イベントの開催調整のほか、晴海地区の各種工事や関連事業などについても、関係者との調整や利用者に対する周知などの的確な対応を行っております。

以上から、指定管理者選定時の特命要件が引き続き継続していることを確認しております。

続きまして、『竹芝客船ターミナル』について、ご説明いたします。

同じくA3横長のファイルの資料2にあります「竹芝」のインデックスが貼られたページをご覧ください。

大項目「管理状況」の第1の項目「適切な管理の履行」でございます。

資料は、晴海客船ターミナルと同様に整理しております。

「人員配置」につきましては、竹芝客船ターミナルの評価資料27頁にあるとおり、晴海客船ターミナル同様「人員配置計画」に沿って適切に履行されていることを現場事務所訪問及び事務分担により確認しております。

また、「人材育成の取組」では、評価資料28頁のとおり、各客船ターミナル同様、研修等で必要な資格及び接遇マナー取得に努めております。

その他、評価資料29頁から35頁のとおり、必要な委託等については、各専門業者との契約を適切に行っており、業務の内容は管理運営基準に基づいていることを、各委託契約の仕様書により確認しているとともに、履行については、「年間作業実施計画・実績」にて確認しております。

この中で、特に「施設の清掃」につきましては、評価資料22頁のとおり、竹芝客船ターミナルが伊豆諸島や小笠原への玄関口であり、多くの人々に利用されていることを踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防対策として、通常の清掃とは別に、ドアノブなどお客様の手が触れる部分を1日3回、朝、昼、夕の特別清掃を実施しております。

以上から、「適切な管理の履行」については、「施設の清掃」は『水準を上回る』とし、その他の項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続きまして、第2の項目「安全性の確保」でございます。

評価資料2頁以下のとおり、スタッフと専門業者によるチェックを毎日実施しており、スタッフによる巡回チェックでの点検では、晴海・青海・有明客船ターミナルと共通の巡回方針として策定した「客船ターミナル施設点検マニュアル」に基づき実施しております。

また、「緊急時アクションマニュアル」により、事故対応や予防対策等の取組が適切に実施され、消防関係の点検・報告等の書類等管理も適正に行われているほか、AED使用時にスムーズな救護活動ができるように、保管ケース内に毛布・ゴム手袋・清潔なタオル等を配備し、管理しております。

この中で、特に「防災・防犯への配慮」につきましては、評価資料2頁のとおり、竹芝エリア全体で、年2回、防火防災訓練を実施しております。11月に実施した際には、都によるターミナル改修工事が実施されている中、改修工事事業者の協力も得て、混乱もなく実施しております。

また、24頁以下のとおり、警察署等と合同で施設内のパトロールを2回実施しており、指摘された巡回項目等の見直しを図り、より一層施設内の事故防止及び施設の保全に努めております。

さらに、新たに警察署等と、火災が発生した船内から搬送された負傷者を小型船棧橋から避難誘導する訓練も実施しております。

「緊急時対策」につきましても、25頁以下のとおり、東京2020大会に向けたテロ対策として、新たに警察署等と、不審物件が投機された場合の警察等への通報、対象物の確認やお客様誘導などの初動訓練も2回実施しております。

この他、新型コロナウイルスの感染予防対策として、館内消毒液の設置、換気のための出入口開放等にも迅速に対応しております。

以上から、「安全性の確保」については、「防災・防犯への配慮」と「緊急時対策」は『水準を上回る』とし、その他の項目は『水準どおり』と評価いたしました。

次に、「法令等の遵守」でございます。

評価資料の4頁のとおり、各項目とも社内規程等が整備され、適切な管理が行われております。

また、ネットワークシステムの情報セキュリティ対策を強化しておりますが、これに加え、メール送信前の社員間でのダブルチェック、研修の強化をはじめ、メール一時保管システム及びチェック機能システムの導入等を実施しております。

以上から、「法令等の遵守」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

次に、「適切な財務・財産管理」でございます。

評価資料の5頁のとおり、平成31年度計画額は約2億7,000万円ですが、予算範囲での適切な執行について、業務実施報告等により確認しております。

一方、都の収入としましては、評価資料36頁のとおり、待合所の一時使用、写真・映画等の撮影が合計で約162万円となり、前年度より金額が減額しておりますが、これはターミナルの改修工事により、利用可能エリアが大きく制限されたことによるものでございます。

物品等の管理は、適切に管理されており、経理・現金等に関する書類等の管理についても適正でございます。

以上から、「適切な財務・財産管理」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

次は、大項目「事業効果」の項目「事業の取組」でございます。評価資料6頁から7頁をご覧ください。

自主事業につきましては、「ネオ屋台村」と「竹芝夏フェス&ミュージックフェス」の実施などにより賑わいを創出し、好評を得ております。

「ネオ屋台村」では、ターミナル改修工事と調整し、影響が出ない範囲で実施するとともに、気候変動が激しかったため、雨天時でも利用しやすい並び列の整理を行い、かき氷やタピオカドリンクなど猛暑対策のメニューも加え、好評を得ております。

「竹芝夏フェス&ミュージック」については、島しょをイメージするコンテンツとして、演目にハワイアンミュージックやフラダンスを取り入れ、飲食ブースでは、島の特産である魚のフライや島の塩の枝豆等のメニューにより出展いただくなど、島の魅力を感じてもらえる内容としております。

特に「利用者サービス向上に向けた取組」では、評価資料8頁以下にありますとおり、ターミナル改修工事の実施に伴い、利用者に分かりやすいように、出入口付近へ案内表示を掲示したほか、中央壁面1台と自立式2台のデジタルサイネージの放映内容については、運航事業者と連携し、最新の運航情報の提供に努めております。

また、これらに加え、竹芝客船ターミナル内と東京11島でのWi-Fiが使えるアプリを新たに導入し、告知ポスターの作成、掲示を行い、お客様への周知を図っております。

「利用促進への取組」においても、10頁のとおり、みなと区民まつりへのブース出展等は、台風接近により中止となりましたが、新たに晴海客船ターミナルで開催された「晴海オータムフェスタ」に出展し、パネル等の展示を行っております。

竹芝客船ターミナルのPRや東京11島の紹介パネル等を展示し、展示内容に関するパンフレットを同時に配布するとともに、行きたい島の投票の実施などの工夫により多くの人に見ていただいております。

この他、6頁のとおり、「ネオ屋台村」では、アンケート実施方法を用紙記入式からネット環境を利用したものに変更し、回答者に特典を付けるなどした結果、アンケート回収数が91件から167件に大幅に増え、イベントに対する認知度向上にも寄与しております。

以上から、「事業の取組」については、「利用者サービス向上に向けた取組」と「利用促進への取組」は『水準を上回る』とし、その他の項目は『水準どおり』と評価いたしました。

次は、「利用の状況」でございます。評価資料14頁をご覧ください。

当該ターミナルは、普段から昼休みの時など地域の方々の利用が多く、シーズン時には、島への乗船客で賑わっておりますが、新型コロナウイルスの影響により、乗降客数は平成30年度に約112万人だったのが、平成31年度には約100万人と減少しております。

「行事・写真撮影等」につきましては、ターミナル改修工事による利用可能エリアの縮小等により撮影利用が減少しておりますが、15頁のとおり、季節感の演出として、ターミナル敷地内に七夕や門松などの装飾等は同改修工事に影響がないものを実施し、船社の企画

イベントをとともに盛り上げる環境づくりを行っております。

以上から、「利用の状況」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

次に、「利用者の反応」でございます。

評価資料4 3頁以下のアンケート調査につきましては、みなと区民まつりが中止となったため、主に自主イベント参加者に対して実施し、職員の接客対応、設備、利用条件、イベント内容、ターミナルの認知度等について年間244名からの回答を得ております。

また、その他ご意見箱等の施設利用者へのアンケートについても毎月集計し、利用者の意向を把握し、清掃など直ぐにできるものについては対応しております。アンケート結果については、総じてターミナル全般に対する満足度などについて概ね良好な評価を得ているとともに、各意見について関係者への情報提供や周知、改善を行っております。例えば、ネオ屋台村では、お客様からの要望により、かき氷やタピオカドリンクなど猛暑対策のメニューを加えたことで、大変好評を得ています。

以上から、「利用者の反応」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

最後に、「行政目的の達成」でございます。

評価資料1 8頁以下のとおり、伊豆諸島や小笠原への玄関口として、快適に過ごせる待合空間等の環境整備に取り組んでおり、ゴミ箱は防犯の観点からモニター監視又は目視が可能な位置に配置し、中身が確認できるものへ変更しております。

また、島しょ地域の情報発信拠点としてのPR、20頁のとおりに暑さ対策の一環として「打ち水」を実施するとともに、21頁のとおりに災害時招集拠点として、災害無線機や備蓄品等の保管管理等も行っております。

こうした中で、特に「都及び関係機関等との連携」では、評価資料22頁のとおりに、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、伊豆諸島や小笠原航路の乗船前の検温を実施するにあたり、検温場所の提供や運航事業者との調整、告示掲示など、混乱がないように連携して対応しております。

また、「都の実施策への協力」では、評価資料23頁のとおりに、東京都が実施するターミナル改修工事において、ターミナル機能は止められない中で、同改修工事やターミナル利用者への影響が最小限となるよう、都と運航事業者やテナント事業者との間に入って利用調整を行うなど、都の実施策への協力を適切に行っております。

以上から、「行政目的の達成」については、「都及び関係機関等との連携」と「都の実施策への協力」は『水準を上回る』とし、「施設の目的達成」は『水準どおり』と評価いたしました。

その他、特記事項につきましては、「客船ターミナルは、業務施設、商業施設やホテルと一体的な施設となっているため、警察署や消防署も参加していただき、各施設とも連携し、竹芝エリア全体で防火防災訓練を実施している。また、新型コロナウイルスの感染予防対策として、館内消毒液の設置、清掃時におけるドアノブ等の消毒強化に迅速に対応している。」としております。

以上を総合した結果、竹芝客船ターミナルについては、32評価項目のうち、『水準を上回る』が7項目、『水準どおり』が25項目となり、合計点は55点、一次評価は『A』といたしました。

最後に、特命要件の継続についてご説明いたします。

「竹芝客船ターミナル」は、株式会社東京テレポートセンター及び東京港埠頭株式会社の2団体のグループに対し、特命しております。

「竹芝客船ターミナル」は、竹芝ふ頭再開発事業により、東京都、東京都職員共済組合、竹芝地域開発株式会社のそれぞれの所有する施設が一体構造として設計・施工されたものの一部でございます。

一体管理を前提として設計・施工されているため、施設全体が密接不可分となっております。警備・防犯・設備管理システムにつきましては、「ノースタワー防災センター」と「サウスタワー防災センター」の2箇所集中管理されており、「竹芝客船ターミナル」のみを分離できない構造でございます。

そのため、分離できない部分について、全体の管理を行っていた株式会社東京テレポートセンターに特命した次第でございます。

施設の構造は、特命時と変わっておりませんので、株式会社東京テレポートへの特命要件は、継続していることを確認いたしました。

また、「竹芝客船ターミナル」があります竹芝ふ頭は、伊豆・小笠原諸島との海の玄関口として日々利用されております。島民の往来だけではなく、物資の輸送の観点からも重要なふ頭でございます。

さらに、レストラン船や納涼船も運航されており、ターミナル施設を管理する上で、運航会社との調整が不可欠でございます。特に夏場や年末年始は観光・帰省シーズンとも重なり、一方でイベント開催や撮影依頼の多い時期でもございます。

一般来訪者とのトラブルを未然に防ぎ、施設を適時、適切に利用するには、施設の一体管理者である株式会社東京テレポートセンターとの調整・連携等が重要であり、それを実施できるのは、選定時に当ターミナル施設の管理を受託していた東京港埠頭株式会社しかないとの理由で特命いたしました。

東京港埠頭株式会社は、これまでどおり、船社と定期的に連絡会を開催しているほか、緊急時の相互連絡体制を整備するなど、ターミナル施設の利用上不可欠な船社との連携・調整を行っております。また、施設の一体管理者との緊密な連絡調整を図り、各種イベントの開催調整をしたほか、夏の多客時には動線を確保し、来訪者を混乱なく誘導しております。

こうした東京港埠頭株式会社による各方面への適時適切な調整は、竹芝客船ターミナルの効果的・効率的な管理運営に欠くことができないものであり、特命要件が継続していることを確認しております。

私からの説明は以上でございます。

【戸井崎委員長】 はい、ありがとうございます。では、金子委員、事業者の財務状況に

関して、ご意見等ございましたらお願いします。

【金子委員】 事務局から一次評価として、財務状況による支障は見受けられないということで、事業の実施には問題ないという意見が出ていますが、これに関して私から意見を述べさせていただきます。参考資料の最終頁に港湾局統一の評価基準に基づくランクを付けているものがありますが、これについて一番上の経営資本営業利益率が選定時に比べて下回るという結果になっています。これは東京港の港湾整備の状況に合わせて、必要な設備投資を東京港埠頭㈱が行っている関係で、資産が選定時に比べて1.4倍程度に拡大している結果がこのような数字になっているということです。特段財務状況はこの間悪化したということではございません。ついては、事務局の総評どおりの評価で問題ない、ということの良いと思います。

【戸井崎委員長】 ありがとうございます。その他、今までの説明でご質問等がありましたらお願いします。

【金子委員】 それでは私の方からいいですか。今後のこととして検討していただきたいのですが、参考資料の117・118頁に晴海客船ターミナルの年間管理運営年報があり、これに問合せ等件数が記載されています。今まであまり気にしていませんでしたが、今回見ると晴海の電話の問合せが1年間で14,000件ほど、来所の問合せが2,000件ほどあり信じられない数字が出ております。例えば、竹芝では年間で電話の問合せが1,100件ほど、来所が17件となっています。竹芝は東海汽船が問合せを受けているという面もあるかもしれませんが、個々の問合せに対し電話や来所に対応することは、顧客満足度の面では良いですがコストがかかることなので、運営管理からすると個別で伝えるのではなく、定型的にHPや広報により情報伝達ができれば、個別の問合せは減らせるのではないかと思います。ただ、メールの問合せ内容は後ろのほうに載っていますが、電話・来所の実際の問合せ内容は資料には記載されていないため、個別の対応でないと答えられない内容なのかもしれません。その辺りを確認していただいて、個別の対応を減らせれば、対応の人員を減らしコストの減少につながると思いますので、東京港埠頭㈱と相談して検討してみてください。以上です。

【吉田ふ頭運営課長】 ありがとうございます。指定管理者は、客船ターミナルに関する様々な情報や施設の案内は、HP等により常にPRしています。問合せに関しては、来所の場合はイベントや客船入港時に来られた方が、事務室に立ち寄って受けるものがあります。また、電話については、恐らくイベントの問合せや客船の入港状況の問合せが多いと思われます。委員からのご指摘の点については、よりPRや情報提供ができるよう検討していきたいと思っています。

【戸井崎委員長】 ありがとうございます。その他ありますでしょうか。

【松田委員】 ご説明ありがとうございます。評価については特に異存はありませんが、1点だけ、事業の取組のところで、事業計画どおりのサービスが提供されているかという欄がございます。この評価は意外に難しいのではないかと想着てご説明をお聞きしておりま

した。自主事業にしても、実施すればいいのか、それとも実施する数が多ければいいのか、それとも数の問題でなく満足度が高ければいいのか、恐らく様々な見方があると思います。それによって評価も若干異なってくると思います。当然、定性的評価も必要ですけども、もう少し具体的な定量指標があると、今後の事業者側の努力を呼びやすいのかなと思いました。具体的には、例えばアンケートも取られています、事業者によってアンケートの取り方が違っております。こうした形で異なるアンケートを横並びにして見るような使い方をするのであれば、アンケートの項目は合わせておくなど、少しでも定量的な結果に基づいて評価をできるような仕組みがあっても良いと思いました。以上です。

【吉田ふ頭運営課長】 ありがとうございます。確かに事業の取組を評価することはなかなか難しいところがございます。決まった基準があるわけではない中で、これまで蓄積された実績と比較して、イベント参加者が増加した、ツイッターの発信が増加したなど、数字を取り入れられるところは取り入れながら、全体を見てこれはよくやったのではないかと事務局としては評価しているところです。委員のご指摘のありました、定量的な基準ができるだけあった方が好ましいと考えますので、アンケートの取り方などは今後検討していきたいと思います。

【戸井崎委員長】 その他ありますでしょうか。

【村上委員】 評価について異存はございません。毎年のことですが安全性に関して、晴海客船ターミナルですが、安全性の確保の緊急時対策において、老朽化したボーディングブリッジの安全性を確保するため、緊急離着脱訓練も実施しているとありますが、今回初めて見る内容でした。

【吉田ふ頭運営課長】 これは今回初めて実施した内容です。晴海客船ターミナルのボーディングブリッジは、晴海客船ターミナルが平成3年にオープンして以来、ボーディングブリッジ自体も相当老朽化しているため、度々故障が発生しています。客船が着いている際にボーディングブリッジが外せないとなった場合、船が出港できず、客船のスケジュールに影響が生じるなど大変なことになります。ボーディングブリッジは相当費用がかかるもので、老朽化してはいますが、都として簡単に取り換えることは直ちにできません。そのようなことを踏まえ、指定管理者がすぐに対応できる訓練を初めて実施したものです。

【村上委員】 実は、過去にボーディングブリッジが外れなくなり出港時間が遅れたといった経験があります。そのため緊急時の離着脱訓練は、実は非常に重要なのです。晴海のボーディングブリッジは今後使用しなくなるとは思いますが、新しくできる東京国際クルーズターミナルのボーディングブリッジについては、定期的に訓練していく必要があるのではないかと思います。

また、全体的に見て思ったこととして、これだけ世間を騒がせている新型コロナウイルス対策について、訓練を実施しないのかという点と、対策としては資料に記載のあることだけでしょうか。もちろん船社側と調整しなければならない部分もありますし、港湾局との調整もあるかと思います。特に竹芝客船ターミナルは離島航路の玄関口ですので、離島にコロナ

ウイルスを持っていかないように船社も含めて一体となって対策を行うべきだと思います。コロナ対策について、もう少し踏み込んだ訓練・対策を行ったほうが良いのではと資料を見て思いました。実際はもう取り組んでいるのかもしれないのですが。

【吉田ふ頭運営課長】 コロナ対策に関するご質問ということで良いでしょうか。

【村上委員】 そうです。消毒液の配置や、消毒だけでは不十分ではないかと思います。

【吉田ふ頭運営課長】 指定管理者は、各ターミナルにおいて消毒液の配置やドアノブ等の清掃、ドアの開放による換気を行っております。また、竹芝では先ほども説明させていただきましたが、島に行く乗船前には検温を実施しております。これは施設管理者としては取り組めることではないですが、離島航路ということで都が実施し、指定管理者は間に入って施設の動線等について運航事業者と調整しております。加えて、感染拡大時は晴海等の一部のターミナルは施設を閉鎖しておりました。ただ、閉鎖をしても、一般の方が遊びに来るといったことがありましたので、警備員の配置変更などによりきちんと閉鎖管理を行ったということがございます。

【村上委員】 晴海等はそのような対応がなされていたと。ただ、竹芝は島に行つて楽しんだり宿泊する方が大勢います。その辺りの三密のコントロールはどのように行っているのでしょうか。これは船社だけでは対応できず、やはり東京港埠頭㈱が間に入らないといけないと思います。

【事務局】 券売所前から待機列を作る際、後ろの方までは船社が対応しきれず密が発生しやすい状況でしたが、現在は待機列をドアが開放する方に誘導しなるべく屋外に並ばせるなどの対応をしています。また、ターミナルの改修工事の関係で、通常と異なるハンドリングをする必要があり、指定管理者は現場の状況を把握し即時対応するとともに、船社から事前に乗船客が多い日などを情報収集したり、館内放送も活用し、家族連れの方は外で遊んでいただけるようベンチを増やすなどしています。最初は混乱も多少ありましたが、現在は密が発生しないよう案内ができております。今回の評価は、3月末までの対応なのであまり資料に記載がありませんが、その辺りの具体的な対応は来年の評価になってくるかと思います。

【村上委員】 分かりました。ありがとうございます。

【吉田ふ頭運営課長】 先ほどのボーディングブリッジ緊急離着脱訓練の件で1点補足しますと、船が1日停泊する場合は、ボーディングブリッジを離着脱する業者は一旦引き上げるため、指定管理者でいつでも対応できるようにするといった必要もあり、訓練しているところです。

【村上委員】 そういう意味もあるのであれば、訓練されたほうが良いかと思います。

【戸井崎委員長】 はい、ありがとうございます。その他ありますでしょうか。

【大野委員】 施設の維持補修と修繕ですが、晴海では執行計画を18%上回って行っていたという点で、その点は施設管理者として感謝すべきことですし評価もなされています。ただ、執行計画をこれだけ上回るというのは、不具合が多発しているという特殊条

件によるものなのか、あるいは、東京都に補修依頼をしても即時の対応は難しいため、対利用者の関係上、指定管理者が対応しているものなのか、その事情は把握していますか。

【吉田ふ頭運営課長】 晴海客船ターミナルは非常に老朽化していることもあり、施設の安全性を確保するためには、何かあった場合即時の対応が必要になります。躯体などの施設そのものに影響するような大規模な工事は都、ある程度すぐに対応できるものは指定管理者という役割分担の中で、基本的に指定管理者の中で対応できるものについて、指定管理料の範囲内で行ってもらっているところです。根本的に何か対応しなければならない場合、昨年度の空調工事など大規模な工事については、基本的に都で対応することとなっています。

【大野委員】 不具合をサービス向上、利用者のためにできる範囲で、指定管理者に対応いただいている、ということですね。

【吉田ふ頭運営課長】 そうです。施設の老朽化により不具合も多々出ておりますので、指定管理者が気づいた時点で早めの対応を行っています。

【大野委員】 はい、ありがとうございます。

【戸井崎委員長】 他にはありますでしょうか。

【松田委員】 先ほどの村上委員のコロナに関するご指摘は非常に重要だと思って伺っておりました。今年度は2月3月のことなので、特記事項に記載するということが良いと思いますが、来年度の評価の際は、この項目できちんと評価する、ということを明示した上で評価したほうが良いので、ご検討いただければと思います。

【吉田ふ頭運営課長】 コロナは社会的な大きな問題となっていますので、指定管理者とも意見交換しながら考えていきたいと思います。

【松田委員】 恐らく適切な管理の履行や安全性の確保のところになってくるかと思いますが、よろしくお願いします。

【戸井崎委員長】 よろしいでしょうか。その他意見はありますでしょうか。では、金子委員。

【金子委員】 今年の評価のことではないので議事録に残す必要はありませんが、先ほど松田委員もご指摘になっていた、利用状況について定量的に評価という話もありましたが、今年の今の状況、冬の時代を考えたときに、一般の事業会社の事業であれば、この冬の時代をどのようにして凍え死なないように耐えるか、という取組が一番大事になります。今必要な視点としては、これから永続しなければならない施設である以上、この環境でいかにキャッシュアウトフローを減らし、事業の持続可能性を担保していくかということです。そのような取組は東京港埠頭㈱もされているかと思いますが、来年度はその点を評価できるよう事業効果の部分を見直したほうが良いかと思います。このままだと、すべて水準を下回るとなる可能性もありますので、そのような形で取り組まれたらいかかかと思います。以上です。

【戸井崎委員長】 その他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、貴重なご意見ありがとうございました。一次評価及び皆様の意見を踏まえ、お手元の【資料3】第2(2)の『二次評価の評価基準』に基づき、晴海客船ターミナル及び竹

芝客船ターミナルについては、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設として評価されると考え「A」、その他の2つの客船ターミナルについては、施設の管理運営が良好であった施設と評価されると考え「B」として決定することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【戸井崎委員長】 ありがとうございます。では、そのように決定いたします。

次に、船舶給水施設の評価について、事務局から説明願います。

【吉田ふ頭運営課長】 それでは『岸壁・運搬給水施設』についてご説明いたします。こちらでもA3横長のファイルの資料2にあります「給水」のインデックスが貼られたページをご覧ください。

大項目の「管理状況」から順にご説明いたします。

第1番目の項目「適切な管理の履行」でございます。船舶給水の評価資料1頁と11頁をご覧ください。

「人員配置」及び「人材育成の取組」につきましては、他の各施設と同様、それぞれ適切に履行されております。また、「給水作業及び施設維持簡易マニュアル」を作成しており、これに基づき給水手順や点検方法を明らかにし、実施しております。

「施設の使用許可等」につきましては、申請・報告を決められた所定の様式で行っており、適正な履行を確認しております。

特に「施設の維持補修・修繕」につきましては、評価資料12頁と、そして13頁の「緊急対応経費工事等実施報告」などにより、適切に実施されたことを確認しているとともに、施設の老朽化等に伴い、当初計画100万円に対し、約720万円、執行率72.2%と、当初計画を大幅に上回る施設の補修等を行い、安全性や信頼性の向上を図っております。

次に、「施設の清掃」につきましては、評価資料17頁の「委託一覧表」のように、指定管理者が各専門業者へ委託して法令に基づく管理をしております。

各業務の内容が管理運営基準に基づいているかは、各委託契約の仕様書により確認しており、毎月の履行については、評価資料18頁以下の「実施工程表」等により確認し、適切に実施されております。

以上から、「適切な管理の履行」については、「施設の維持補修・修繕」は『水準を上回る』とし、その他の項目は『水準どおり』と評価いたしました。

第2番の項目「安全性の確保」でございます。

評価資料2頁のとおり、緊急時アクションマニュアルにより緊急時の手順や体制を整備するとともに、安全管理に関する訓練や講習・研修を定期的の実施し、緊急時の連絡体制も整っていることを各関係書類等により確認しております。

特に「緊急時対策」につきましては、大規模災害等を想定し、岸壁給水施設から運搬給水船への給水、晴海貯水槽の清水ストックの操作などの訓練を行っております。

これらに加え、評価資料12頁のとおり、東京2020大会に向け、平成31年度には新たに竹芝ふ頭で2回、晴海客船ターミナルで1回、テロ対策訓練に参加し、初動対応や救助

活動等に関する訓練を実施しております。

以上から、「安全性の確保」については、「緊急時対策」は『水準を上回る』とし、その他の項目は『水準どおり』と評価いたしました。

第3番目の項目「法令の遵守」でございます。

評価資料3頁のとおり、都の条例、規則等に沿った内容の社内規程等が整備されており、適切な管理が行われております。また、ネットワークシステムの情報セキュリティ対策を強化しておりますが、これに加え、メール送信前の社員間でのダブルチェック、研修の強化をはじめ、メール一時保管システム及びチェック機能システムの導入等を実施しております。

以上から、「法令等の遵守」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

第4番目の項目「適切な財務・財産管理」でございます。

評価資料4頁のとおり、平成31年度計画額は約8,800万円となっており、予算範囲での適切な執行については、業務実施報告等により確認しております。また、平成23年度から現金徴収も行えることとなっており、指定管理者においても各種帳簿、現金出納簿や金銭出納簿は整備されております。

以上から、「適切な財務・財産管理」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

次に、大項目の「事業効果」です。

第1項目の「事業の取組」でございます。

評価資料5頁以下のとおり、ホームページを利用した事業広報活動や、晴海貯水槽、大井給水基地、運搬給水船「すいれん」タンク内の水質検査表の公開を実施しておりますが、晴海貯水槽については、客船利用に合わせ、原則、四半期毎の公表を実施していくことにしております。

また、6頁になりますが、船舶代理店等への訪問によるニーズの把握、東京みなと祭や東京港見学会などのイベント等を利用したチラシ配布や放水実演の実施により、積極的なPRを行っております。

以上から、「事業の取組」の各確認項目は『水準どおり』と評価いたしました。

第2項目の「利用の状況」でございます。評価資料7頁をご覧ください。

セルフ給水を除いた岸壁給水は、前年度に比べ、稼働日数、利用件数は減少しておりますが、給水量、調定額は微増となっております。

また、運搬給水船による運搬給水は、前年度に比べ、稼働日数、利用件数、給水量、調定額ともに減少しておりますが、岸壁給水、運搬給水の給水量合計では概ね横ばいとなっております。

一方、利用者の要望に対しては、休日・夜間の電話転送によりの確に対応するなど、安定、確実な給水業務を履行しております。

以上から、「利用の状況」は『水準どおり』と評価いたしました。

第3項目の「利用者の反応」でございます。評価資料24頁をご覧ください。

「アンケート集計」では、利用者から受付等に関する「不満」、「やや不満」が3件ござい

ました。指定管理者において、これらの回答があった船舶代理店から意見聴取を実施したところ、作業員、受付等に対する不満はなく、当日キャンセルは作業員に迷惑をかけるため、キャンセル料制度導入の可否の制度上の話でございました。これ以外の多くの利用者からは、「満足」、「ほぼ満足」という回答をいただいております、概ね満足度は高いものと判断しております。

また、問い合わせ、要望等については、どのスタッフが対応しても同じ回答が出来るように、スタッフミーティング等で共通認識を図っております。

一方、休日・夜間の電話転送サービスやメールオーダーサービスの充実により、365日24時間対応を実施しており、加えて給水用の外国語会話集を作成し研修を行うなど、利用者へのサービス向上に努めております。

以上から、「利用者の反応」の各確認項目は『水準どおり』と評価いたしました。

第4項目の「行政目的の達成」でございます。

船舶給水施設管理運営方針に則り、適切に履行されており、指定管理者から提出される毎月の業務実施報告等により、履行を確認しております。

また、評価資料13頁のとおり、都における東京2020大会に向けた暑さ対策の一環として、竹芝客船ターミナルにおいて、給水事業の捨て水を「打ち水」に活用し、参加者に水を撒いてもらっております。

これらに加え、評価資料11頁のとおり、運搬給水船「すいれん」の不具合の発生に伴い、関係者と調整しながら、迅速に岸壁給水施設への振替、部品の点検・交換、海上試運転を行い、給水サービスを再開しております。

また、晴海ふ頭給水施設の栈橋下給水管の漏水が発覚したため、同場所の全給水管15か所の健全度調査を実施するとともに、その結果に伴い必要な修繕について、潮の干満や岸壁の係船調整、台風接近による高波の影響で日程の確保等が非常に困難な中で、関係者と調整しながら実施し、無事完了しております。

港湾管理者としても、漏水による水質やコストへの影響も考えられた中で、指定管理者は迅速、適切に対応し、施設の良好な維持、活用に積極的に取り組んでいると考えております。

以上から、「行政目的の達成」は『水準を上回る』と評価いたしました。

その他、特記事項につきましては、「大規模災害時等を想定した運搬給水船「すいれん」や岸壁給水施設を活用した実地訓練をはじめ、東京2020大会に向け、新たにテロ対策訓練にも参加し、初動対応や救助活動等の訓練を重ねている。また、給水施設の栈橋下給水管全箇所 の健全度調査とその結果による修繕の実施、積極的に取り組んでいる。」としております。

以上を総合した結果、24評価項目のうち、『水準を上回る』が3項目、『水準どおり』が21項目となり、合計点は35点、一次評価は『B』といたしました。

最後に、特命要件の継続についてご説明いたします。

「岸壁・運搬給水施設」は、東京港埠頭株式会社に対し、特命しております。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、臨海部に多くの競技会場や選手村が配置されており、選手村が隣接する晴海ふ頭は、選手村工事や開催時のセキュリティの影響を受け、給水施設の利用が困難な時期が生じます。

加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中は、海上保安庁が競技会場周辺の海上・沿岸における警備や海上交通の安全確保等を担うこととなりますが、期間中は船舶の係留場所や停泊場所の制限を受ける可能性があり、給水業務も直接的な影響を受ける可能性が高いと言えます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会成功のため、着実な大会関連施設の整備や円滑な大会運営が求められる一方、船舶給水は港湾管理者として提供しなければならない役務であり、引き続き、大会開催時や準備期間も給水業務を安定的に維持する必要があります。

また、船舶給水施設は施設の管理運営方法に専門性や特殊性が求められる施設である中、東京港埠頭株式会社は、平成18年度以降指定管理者として、船舶運航会社ほか各方面との連絡調整を十分に行い、船舶給水施設の管理・運営の特殊性・専門性を維持しながら安定的な給水サービスを提供し、国際貿易港として利用者の利便性を図っております。

こうした管理運営は「岸壁・運搬給水施設」の効果的・効率的な運営に欠くことができないものであり、特命要件が継続していることを確認しております。

以上で、各施設の評価の説明を終わります。

【戸井崎委員長】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等をお願いします。

【村上委員】 「すいれん」は船齢何年でしょうか。

【吉田ふ頭運営課長】 平成10年3月に完成していますので、完成からかなり経っています。

【村上委員】 クラッチの不具合で海難事故が発生しなくて良かったです。船が古くなってくると、やはり様々なメンテナンスが必要になりますので、緊急的な対応も今後増えてくるかと思います。船齢に合わせた修繕に向けて予算取り等が必要かと思います。

【吉田ふ頭運営課長】 毎年都で予算を組み、年1回40日程度ドックに入って点検をしております。ただ、都の予算は限られていますので、定例的な点検等しかできない部分もあります。そうした中で指定管理者は、ドックに入っている際に追加で点検をしたほうが良い部分等を判断し、指定管理料の範囲内で別途ドックに修繕を発注するなどの対応を行っております。船の状況については、普段から「すいれん」を運行する指定管理者が良く把握していますので、そういったことも踏まえ対応しているところです。

【村上委員】 特に心臓部の修理については、予算にかかわらず手を抜かずに行っていたきたいです。昨年度のケースは大きな事故に至らなかったですが、この手の事故は結構あることで、そのまま岸壁に衝突するなど死傷者が出る事故もあり得ます。安全に直結するようなものに関しては、緊急の予算を執行するなどきちんと整備いただきたいと思います。

【吉田ふ頭運営課長】 根本的に対応するということになりましたら、都で緊急に予算を

確保して執行する対応になるかと思います。

【村上委員】 前もって壊れていなくても部品等を交換するといった対応もしていただけたらと思います。

【吉田ふ頭運営課長】 ありがとうございます。指定管理者から情報を得ながら、関係者とも調整しながら対応したいと思います。

【村上委員】 それと一見給水業者とコロナはあまり関係なさそうに思われがちですが、船舶との接点があります。実際にあった案件ですけれども、乗組員は全く上陸していませんが、荷役のために乗ってくる方と接触してコロナにかかったという事案もありましたので、来年の評価事項になるかと思いますが、給水業務においてもコロナ対策をよろしくお願ひしたいと思います。以上です、ありがとうございます。

【戸井崎委員長】 その他ご質問ございませんか。

【松田委員】 今のお話と関係しますが、毎年「すいれん」の状況を伺っており、一隻しもなく替えがないというのは、非常に大きなリスクだと思っております。今回は岸壁給水施設への振替で対応されたと記載されていますが、記載内容からは少し外れる質問になりますが、もし長期間「すいれん」が稼働不能になった場合、岸壁給水施設への振替だけで需要はまかなえるのでしょうか。

【吉田ふ頭運営課長】 岸壁給水が使えるところとなると、月島の岸壁給水になりますが、その船が月島に着けられるかどうかによります。対応できない場合には、基本的には他港での給水をお願いすることになります。先ほど触れましたが、船をドックに40日程度入れている間は、運搬給水はできませんので、その際は事前に船社や船舶代理店にご連絡をしているところです。昨年度の故障は急な対応として、岸壁給水への振替が可能なものは、振替で対応させていただきました。また、リスク管理の面から運搬給水船をもう一隻保有という考えもあるかと思いますが、費用面で難しいところがありますので、岸壁給水や晴海の貯水槽を活用して給水していく、もしくは他港での給水をお願いするしかないと考えております。

【松田委員】 船の使用期間はどれくらいでしょうか。「すいれん」はできてからかなり経っていますよね。

【吉田ふ頭運営課長】 「すいれん」は22年ほど経っていますが、清掃船などの古い船ですと30年程度経っているものもあったかと思います。今後、不具合が多発しもう使用できないとなった場合には、予算を確保して新しい船を建造することになります。

【松田委員】 評価とは関係ない話で申し訳ないのですが、そうすると30年までに「すいれん」はあと8年くらいあるわけですね。その間、きちんとドックで整備していても、不具合は減らず増えてくるのだと思います。そうした際に、次のリプレースをどうするか、事業者とも調整しながら今後検討していくべき中長期的課題かと思います。今後ご検討いただければと思います。アンケートを拝見しますと、利用者の期待が高く、40日ドックに入っただけで何とかしてほしいといった声もありますので、その期待に応えるために必要なリスクマネジメントだという意見です。

【吉田ふ頭運営課長】 指定管理者から「すいれん」の利用状況や問題がないか情報を収集しながら、港湾局として、どうするか状況を見ながら考えていきたいと思います。

【戸井崎委員長】 その他ありますでしょうか。

【金子委員】 今回の評価に関する意見は特にありませんので、ここからは議事録に載せなくて結構ですが、今回の「すいれん」の問題を見ても、行政が船を買ったとそれを壊れるまで使い切るという考えかと思います。ただ、日本の船だと昔の船舶財団の関係で耐用年数は20年として運用していますが、船は30年40年使えるものですので、20年運用しても売却価値はあります。そのため、船会社の様子を見ると、次々にリブレースして売却益を出して会社を運営しているところもあります。それを踏まえると、「すいれん」が故障して1年使えない、運搬給水ができないというリスクを考えた場合、もし運搬給水船が中古船として売却できる価値があれば、最初のあまり修繕が発生しない10年だけ運用することで、ドックに入れる期間も短くなりますし、10年間で新しい船を回していったほうが、コストが安いという可能性もあるかと思います。行政として次々に新しい船を買うことは、予算部署から反対される恐れもありますが、そのほうがコストはかからないことをきちんと説明できれば納得してもらえんと思いますので、ご検討いただければと思います。これは東京都に対する意見です。

【戸井崎委員長】 ありがとうございます。他にご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、一次評価及び皆様の意見を踏まえ、お手元の【資料3】第2(2)の『二次評価の評価基準』に基づき、岸壁給水施設及び運搬給水施設については、施設の管理運営が良好であった施設と評価されんと考えます。したがって、「B」として決定することによりよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。そのように決定いたします。

只今をもちまして、本日予定しておりました審議をすべて終了いたしました。

今後の予定等について事務局からお願いいたします。

【佐々木振興課長】 今後の予定ですが、本日の議事録を作成し、後日、ホームページ等で公開いたします。また、本委員会における二次評価に基づいて、東京都で総合評価を決定し、総合評価結果についてプレス発表するとともに、ホームページで公表いたします。公表時期は9月頃を予定しております。

以上をもちまして、客船ターミナル等及び船舶給水施設の審議を終了いたします。

長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

公共外貿コンテナふ頭施設の審議は、16時00分を予定しておりましたが、16時05分を目途に開始させていただきたいと思います。ありがとうございました。

(休 憩)

【佐々木振興課長】 16時5分となりました。定刻16時としておりましたが、ただいまか

ら公共外貿コンテナふ頭施設につきまして審議を始めさせていただきます。

ここからは村上委員に替わりまして、宿谷委員に御出席をいただいております。

委員の入れ替えがございましたので、改めて委員の皆様を御紹介申し上げます。

東京都立大学経済経営学部教授 松田千恵子委員でございます。

【松田委員】 よろしく申し上げます。

【佐々木振興課長】 日本物流団体連合会理事・事務局長 宿谷肇委員でございます。

【宿谷委員】 宿谷でございます。よろしくお願いいたします。

【佐々木振興課長】 公認会計士 金子邦博委員でございます。

【金子委員】 よろしく申し上げます。

【佐々木振興課長】 東京都港湾局港湾経営部長 戸井崎正巳委員でございます。

【戸井崎委員長】 よろしく申し上げます。

【佐々木振興課長】 東京都東京港管理事務所長 大野克明委員でございます。

【大野委員】 よろしく申し上げます。

【佐々木振興課長】 以上の5名でございます。

なお、先ほどと同様、委員長は、客船ターミナル等の指定管理者管理運営状況等の評価委員会設置要綱に基づきまして、戸井崎正巳東京都港湾局港湾経営部長とさせていただきます。

本委員会は、委員会設置要綱に基づきまして審議を公開とし、別途議事録も公開いたします。

また、本日は、全員の御出席をいただいておりますので、本委員会は成立していますことを御報告いたします。

次に、お手元に配付いたしました資料につきまして、確認させていただきます。

資料1として、「確認項目・評価基準」。資料2として、「公共外貿コンテナふ頭施設等指定管理者管理運営状況等の第一次評価結果」。資料3として、「指定管理者の管理運営状況評価について」を配付しております。また、参考資料としまして、ファイルとじとなっております「令和元年度評価資料」を御用意してございますので、御活用いただきたいと思います。

それでは、本委員会の進め方について御説明いたします。資料3を御覧ください。本委員会において評価していただくのは、令和元年度の公共外貿コンテナふ頭施設の指定管理者による管理運営状況でございます。

まず事務局から、一次評価について説明をさせていただきます。一次評価は、資料3にございます評価基準ごとに、客観的なデータ等に基づき、都が行ったものです。その後、質疑応答を経まして、委員の方々に一次評価を検証いただき、専門的な観点から管理運営状況の二次評価を行っていただきたいと思いますと考えております。

二次評価は、資料3に記載のとおり、管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設については「S」、管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設については「A」、管理運営が良好であった施設については「B」、管

理運営の一部において良好ではない点が認められた施設については「C」という4段階で評価していただきます。

なお、本委員会における二次評価に基づきまして、東京都で総合評価を決定し、指定管理者に通知いたします。併せて、評価結果の概要はホームページ等で公表いたします。このように進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。進行を委員長にお願いしたいと存じます。戸井崎委員長、よろしくお願いいたします。

【戸井崎委員長】 では、議事に入らせていただきます。

当委員会は、ただいま御説明したように、東京都で行った一次評価を検証し、各港湾施設の指定管理者の管理運営状況等について専門的な観点から評価をしていただくものでございます。公共外貿コンテナふ頭施設につきましては、平成29年度から指定管理者制度を導入いたしました。対象施設につきましては、品川・青海の公共コンテナふ頭に加えまして、中央防波堤外側ふ頭棧橋（Y1）が指定管理者により管理運営されております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

初めに、一次評価の確認項目・評価基準、評価の方法について、事務局より説明をお願いいたします。

【吉田ふ頭運営課長】 東京港管理事務所ふ頭運営課長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

それでは、一次評価の評価項目・評価基準、評価の方法につきまして、ご説明させていただきます。お手元の、資料1「公共外貿コンテナふ頭施設等指定管理者 評価項目・評価基準」をご覧ください。A3横長のファイルでございます。評価項目の区分でございますが、左かたの大項目は「管理状況」及び「事業効果」となります。

この大項目の「管理状況」につきましては、「適切な管理の履行」、「安全性の確保」、「法令等の遵守」、「適切な財務・財産管理」の4つの中項目を設定しております。「適切な管理の履行」については、施設・設備の保守点検や維持・修繕、人員配置や人材育成の取組など、「安全性の確保」については、施設・設備の安全性の確保や緊急時対策、事故への対応など、「法令等の遵守」については、各種法令等の遵守など、「適切な財務・財産管理」については、経理処理や都有財産の管理など、20項目を設定しております。

また、大項目の「事業効果」につきましては、「事業の取組」、「利用の状況」、「利用者の反応」、「行政目的の達成」の4つの中項目を設定しております。「事業の取組」については、適切な係船調整など、「利用の状況」については、使用許可件数、「利用者の反応」については、施設の維持管理状況や問合せ・要望対応など、「行政目的の達成」については、施設の目的達成や都及び関係機関等との連携など、11項目を設定しており、全部で31項目を評価の際の確認項目としております。

評価にあたっては、業務が基本協定・管理運営基準・業務実施計画、関係法令に基づき、適切に履行されているかを、毎月の業務実施報告に基づく執行状況の確認、指定管理者との

打ち合わせ等におけるヒアリング等を基に、総合的に評価しております。

評価の方法、採点につきましては、各確認項目について、3段階で評価を行っております。『水準を上回る』が2点、『水準どおり』が1点、『水準を下回る』が0点といたします。また、配点についてですが、公共外貿コンテナふ頭施設等は、都の政策との連動性及び管理運営の特殊性が高い施設でございますので、中項目の「安全性の確保」のうち、「緊急時対策」、「事故への対応」の2項目、中項目「事業の取組」の2項目、中項目「利用者の反応」の4項目、中項目「行政目的の達成」の4項目について、配点の比重を1倍から2倍へと高くしております。

加えて、本件指定管理は、管理運営費等を委託料として都が負担することなく、利用料金で対応する利用料金制を採用していることから、中項目の「適切な財務・財産管理」の「収支計画の達成状況」の項目について、配点の比重を1倍から2倍へと高くしており、計13項目の配点の比重を高くしております。

資料1の裏面をご覧ください。「特記事項」ですが、特に評価すべき点や、特筆すべき成果、努力が認められる点、一層の取組が望まれる点などについて記載することになっております。また、「要改善事項等」については、改善を要する点及び改善が望まれる点について記載することになっております。

次に、一次評価結果につきましては、評価項目が全て中位の評価を受けた場合の得点を標準点とし、各確認項目の評価の合計点を出します。標準点の1.33倍以上の場合は『S』、標準点の1.25倍以上、Sよりマイナス1点以下の場合は『A』、標準点の0.88倍以下の場合は『C』、Cよりプラス1点以上、『A』よりマイナス1点以下の場合は『B』となります。なお、昨年度までは「S、A+、A、B」という4段階評価でしたが、今年度の令和元年度評価から「S、A、B、C」という4段階評価に変更されております。

続いて、「確認事項」の1「財務状況」については、指定管理者が業務を継続して遂行するために必要な経営基盤を有し、安定的な管理運営が可能であるかどうかの確認を行います。また、2の「特命要件の継続」については、指定管理者選定時の特命要件が継続しているかの確認を行います。

以上で、評価項目・評価基準、評価の方法につきましてご説明を終わらせていただきます。
【戸井崎委員長】 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。では、施設の評価に移ります。

先ほど御説明いたしました評価の方法に基づき、施設の所管局である港湾局が一次評価を実施してございます。これを基に審議を進め、本委員会において二次評価を決定したいと思っております。

それでは、評価について、事務局から御説明をお願いします。

【吉田ふ頭運営課長】 それでは、資料2「公共外貿コンテナふ頭施設等指定管理者 管理運営状況等の一次評価結果」をご覧ください。資料1と同じA3横長のファイルに綴っております。

続きまして、こちらのピンク色ファイルの指定管理者評価資料をご覧ください。

この評価資料は、それぞれ評価項目ごとに取組等を記載した年度報告書及び別紙付属資料を取りまとめ、目次に従いページを付させていただいております。

まず、大項目の「管理状況」から順にご説明いたします。

第1番目の項目「適切な管理の履行」でございます。まず、確認項目の「施設・設備の保守点検」、「施設の維持・修繕」、「施設の清掃」でございます。評価資料10頁をご覧ください。「平成31年度公共外貿コンテナふ頭施設等 管理運営年報」は、11頁以下の「管理運営年報内訳」の総括表でございます。各ふ頭の実績として、品川公共コンテナふ頭が11頁、青海公共コンテナふ頭が12頁、中央防波堤外側ふ頭（Y1）が13頁に記載されており、これらをまとめたものが10頁になります。10頁の総括表でご説明いたします。一番左上にあります、使用許可件数は合計で2,778件であり、中段にある修繕実績は合計で21件となっております。前年度と比較しますと、グレーチングの修繕実績が前年度の2件から8件、その他が6件から9件へと増加しておりますが、他の項目の修繕実績は前年度以下となり、全体の修繕件数としては、前年度25件だったのが21件に減少しております。年度変動の範囲内であり、問題なく修繕が行われております。年間の管理・運営実績はこちらの表に記載のとおりとなります。また、毎月の履行については、毎月の業務実施報告に基づく執行状況等により確認しております。

「施設・設備の保守点検」につきましては、評価資料1頁のとおり、巡回スタッフによる巡回点検を実施するとともに、評価資料16頁と17頁にございます、「日常点検報告書」に基づく月1回の施設点検を実施しております。また、青海ふ頭とY1につきましては、東京港港湾施設等維持管理計画などにに基づき、「公共外貿コンテナふ頭岸壁定期点検調査委託」を実施しております。巡回点検等の点検時に発見し、修繕等対応した案件につきましては、評価資料18頁の「施設点検一覧表」と、22頁から24頁の「施設補修要望及び対応一覧表」に点検時発見と記載されている案件でございます。また、「施設の維持・修繕」につきましては、同じく評価資料22頁から24頁の「施設補修要望及び対応一覧表」のとおり適切に実施されております。「施設の清掃」につきましては、評価資料1頁のとおり、施設巡回点検時に適宜実施しており、施設を清潔に保っております。

続きまして、次の確認項目「人員配置」、「人材育成の取組」でございます。「人員配置」につきましては、評価資料25頁の「人員配置計画」のとおり、適切に履行されていることを、事務分担表や毎月の業務実施報告に基づく執行状況の報告の際に確認しており、適切に実施されています。また、「人材育成の取組」につきましては、評価資料26頁から27頁の「研修受講実績一覧表」のとおり、コンプライアンスや接遇研修といった事務職員、技術職員共通の研修の他、技術職員に特化した技術面での研修など全20件実施し、専門性の向上や接遇の向上に努めております。

以上から、「適切な管理の履行」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

次に、第2番目の項目「安全性の確保」でございます。確認項目は、「施設・設備の安全

性の確保」、「防災への配慮」、「防犯への配慮」、「緊急時対策」、「施設・設備管理に関する書類等の管理」、「事故への対応」でございます。まず、「施設・設備の安全性の確保」につきましては、先程ご説明しました評価資料 1 1 頁以下の各施設毎の「管理運営年報内訳」及び 1 8 頁の「施設点検一覧表」や 2 2 頁から 2 4 頁の「施設補修要望及び対応一覧表」のとおり、施設・設備の安全性の確保は、適切に行われております。また、これらに加えて、評価資料 2 頁のとおり、船舶の離着岸の際の損傷の迅速な発見と把握を可能にするため、「公共埠頭係留施設損傷確認報告業務」を網取り業者に委託しております。

続きまして、「防災への配慮」、「防犯への配慮」、「緊急時対策」につきましては、評価資料 2 頁のとおり、「緊急連絡網」及び「緊急時アクションマニュアル」等により、体制を整備しております。また、発災時に的確に対応するための大規模地震発生時の初動対応訓練、無線機による公共ふ頭情報伝達訓練、情報セキュリティ意識向上のための標的型メール訓練をはじめ、都が実施する保安対策基本訓練に参加するなど、緊急時対応の訓練を行っていることを確認しております。これらに加え、平成 3 1 年度は、事故発生時にふ頭全体で連絡を取り、適切に対応するため、青海ふ頭において新たに隣接バースの管理者を加えた総合訓練を実施しており、保安協力体制の確保に寄与しております。次に、「施設・設備管理に関する書類等の管理」につきましては、毎月の業務実施報告に基づく執行状況の報告の場などにおいて、書類の管理が適切に行われていることを確認しております。

最後に、「事故への対応」ですが、評価資料 3 1 頁の「事故報告一覧表」に記載のとおり、平成 3 1 年度の係留施設関係の損傷事故は 7 件として報告書が提出されております。

7 件の事故の内容は、5 件はコンテナ船が離着岸した際に岸壁等に接触し起きた破損事故、1 件は台風により岸壁に蔵置していた空のコンテナが岸壁上及び海中に落下したもの、残りの 1 件は接岸時に綱が車止めに引っ掛かったまま綱を巻き上げたため当該車止めが岸壁から外れたものでございます。いずれも作業員等の怪我や荷役作業への影響はございませんでした。また、その後の対応においても、原因者を特定し、原因者による原状回復を実施済み、または、その調整中のものであり、指定管理者の対応等については、問題ないものでございます。

以上から、「安全性の確保」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続きまして、第 3 番目の項目「法令等の遵守」でございます。確認項目は、「個人情報保護の取組」、「情報公開の取組」、「各種法令等の遵守」、「利用記録等各種情報の管理」、「都への報告・連絡」でございます。

こちらにつきましては、評価資料 3 頁のとおり、都の条例、規則等に沿った内容の社内規程により処理されております。また、「都への報告・連絡」につきましては、緊急連絡網を更新し、緊急時の報告・連絡が迅速に行えるよう体制を整えております。

以上から、「法令等の遵守」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続きまして、第 4 番目の項目「適切な財務・財産管理」でございます。確認項目は、「収支計画の達成状況」、「経理処理」、「都有財産の管理」、「経理・現金に関する書類等の管理」

でございます。評価資料4頁の「収支計画の達成状況」をご覧ください。

まず、指定管理者からは、指定管理者選定時の事業計画において、「利益が発生し、かつ利益が計画上における支出額の1割を超えた場合は、計画において概ね収入額の2分の1が東京都への納付金であることを踏まえ、超過した金額の2分の1を東京都に納付する」との提案がでております。平成31年度収支計画では、総支出額が約1億2,100万円、収入が約1億8,900万円、納付金が約1億800万円となっているのに対し、実績では総支出額が約9,300万円、収入が約2億4,400万円、納付金が約1億2,000万円となっております。ただし、納付金の実績につきましては、緊急対応経費等の剰余による納付額約2,000万円も含まれているため、約1億2,000万円からこの約2,000万円を除くと、実際の納付金は約1億円となります。一方、納付金の収支計画につきましては、昨年10月1日の消費税及び地方消費税の税率変更等に伴い、約2,000万円の減額変更を行っておりますので、計画額は約8,800万円となっております。このため、納付金につきまして、変更後の計画額である約8,800万円に対し、実際の納付金は約1億円となりますので、計画に対し約14%の実績増となっております。

なお、指定管理者においては、事業者からの修繕要望や点検時に発見した施設の不具合について、必要な修繕を適切に実施していることを確認しております。

その他、経理は適切に処理され、また、物品等の管理は、適切に管理されており、物品報告書等にて確認しております。さらに、経理・現金等に関する書類等の管理につきましても適正であり、問題なく処理されていることを確認しております。

以上から、「適切な財務・財産管理」については、「収支計画の達成状況」は『水準を上回る』とし、その他の項目は『水準どおり』と評価いたしました。

次に、大項目の「事業効果」の項目についてご説明いたします。

第1番目の項目「事業の取組」でございます。確認項目は、「適切な係船調整」、「背後施設との一体的運用」でございますが、「適切な係船調整」を行うためには、「背後施設との一体的運用」が必要不可欠であり、指定管理者は背後ヤードや荷役機械の状況をきちんと把握した上で係船調整を行っております。まず、係船調整業務につきましては、統一的な端末システムであるNACCS（ナックス）が東京港管理事務所内にあるため、人員計画に記載のとおり、常勤職員1名が、東京港管理事務所ふ頭運営課内の執務室で対応しているところでございます。そのため、常時、業務執行状況を確認できる状況にあり、船舶代理店や港湾運送事業者と連絡を密にし、迅速、適正な係船調整を実施していることを確認しております。

次に、「背後施設との一体的運用」につきましては、評価資料5頁のとおり、ヤード施設等の維持管理、コンテナクレーンのメンテナンスは指定管理者が行っており、岸壁や棧橋の利用に密接に影響してまいりますので、港湾運送事業会社と船舶代理店の双方との連絡、調整を密にとりながら一体的な運用を図っております。また、9頁のとおり、品川ふ頭岸壁上のコンテナクレーンの入れ替え工事では、利用者の要望を反映し、工程、工事エリア確保等の協議を行いながら実施しております。

以上から、「事業の取組」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

第2番目の項目「利用の状況」ですが、確認項目の「使用許可件数」につきましては、評価資料6頁の「年度報告書」のとおり、品川ふ頭と青海ふ頭は過去3年の平均、Y1は平成29年11月1日供用開始ですので平成30年度、と同水準となっております。

以上から、「利用の状況」は『水準どおり』と評価いたしました。

続いては、第3番目の項目「利用者の反応」でございます。確認項目は、「施設の維持管理状況」、「事故・故障対応」、「問合せ・要望対応」、「外部機関との調整対応」でございます。まず、「施設の維持管理状況」につきましては、評価資料22頁から24頁の「施設補修要望及び対応一覧表」のとおり、利用者の要望や点検時に発見した19件の不具合について適切な維持補修を実施しております。また、補修の際には、極力利用者へ影響のないよう休日を活用し工事を実施しております。

次に、「事故・故障対応」につきましては、31頁の「事故への対応」の項目でもご説明したとおり、7件の事例について、適切に対応しております。また、評価資料7頁に記載の「問い合わせ・要望対応」や「外部機関との調整対応」につきましても、利用者の要望に対し、可能な範囲で適宜適切な対応を実施しており、アンケートの結果も概ね良好な評価をいただいております。

以上から、「利用者の反応」の各確認項目は、『水準どおり』と評価いたしました。

続いて、第4番目の項目「行政目的の達成」でございます。確認項目は、「施設の目的達成」、「都及び関係機関等との連携」、「都の政策と連動した事業の実施」、「都の実施策への協力」でございます。これらの各項目につきましては、評価資料8頁と9頁のとおり、日々の業務の中で、指定管理者所有施設との一体的運営を図り、効率性を発揮するとともに、今までご説明いたしました確認項目を総合的に判断しまして、公共外貿コンテナふ頭施設等の管理運営を良好に遂行しております。特に、「施設の目的達成」につきましては、7頁のとおり、Y1において、関係機関と調整し、新たに一定規模までの船舶の係留を可能にする「航行安全対策マニュアル」を整備し、寄港の促進を図っております。

また、8頁のとおり、青海ふ頭では隣接するバースと岸壁の相互融通、中防ふ頭では隣接するY2バースの暫定利用などを実施しております。

以上から、「行政目的の達成」については、「施設の目的達成」は『水準を上回る』とし、その他の項目は『水準どおり』と評価いたしました。

その他、特記事項につきましては、「品川ふ頭のコンテナクレーンの入れ替え工事では、利用者からの要望を反映し、工程や工事エリアの調整を十分に行い、同ふ頭全体の利便性を確保しつつ、安全かつ確実に実施した。また、青海ふ頭の岸壁標識灯カバーについて、岸壁面から出っ張り、綱取り作業時に綱が引っ掛かる恐れがあったため、岸壁面と平らになるような構造のものと交換し、カバー破損と破損に伴う人身被害の事前防止対策を行った。」としております。

以上を総合した結果、公共外貿コンテナふ頭施設等については、31評価項目のうち、『水

準を上回る』が2項目、『水準どおり』が29項目となり、合計点は48点、一次評価は『B』といたしました。

次に、事業者の財務状況です。評価資料の最後にファイルいたしました「財務状況の確認」をご覧ください。『令和元年度も平成30年度同様に、港湾施設の管理運営事業を行うに当たり、財務状況による支障等は見受けられない。』と判断いたしました。

最後に、特命要件の継続についてご説明いたします。「公共外貿コンテナふ頭施設等」の指定管理者は、東京港埠頭株式会社に対し、特命しております。

選定時当初の特命理由といたしましては、2点ありまして、一点目が背後の荷さばき施設との一体的な管理運営が可能となること、二点目が指定管理者の豊富な管理運営実績でございます。

一点目の一体的な管理運営につきましては、東京港の公共外貿コンテナふ頭は、都のみならず、首都圏の生活と産業を支えるための国際海上物流の海と陸をつなぐ結節点として、必要不可欠な公共性の高いインフラでございます。東京港の国際競争力を強化するため、その役割を十分に発揮するには、国際海上物流を担うふ頭利用者のニーズに適時、的確に対応できる、使いやすい港づくりを進めていく必要があります、物理的に連続した施設である、当該施設と背後の荷さばき施設とが一体となって管理運営されることで、効果的・効率的な管理運営が期待できます。そのため、背後の荷さばき施設を所有する東京港埠頭株式会社に特命した次第でございます。

二点目の豊富な管理運営実績につきましては、同社は、前身である京浜外貿埠頭公団設立の昭和42年以降、長年に亘って、日本の国際物流を支える外貿コンテナ埠頭の整備、管理・運営を行っており、これまでの実績とノウハウを活用し、平成21年度から平成25年度の5年間、今回、評価を実施する施設でもある、Y1を除いた品川ふ頭外貿岸壁外3施設の指定管理者として管理運営を行っておりました。また、平成26年度から27年度までは特例港湾運営会社として管理運営を行った実績がございます。なお、平成21年度からの5年間の指定管理期間中については、毎年、指定管理者評価委員会において、管理運営が良好であるとの評価をいただいております。

一点目の特命要件につきましては、選定時と変わっておらず、また、二点目につきましては、今回の評価についてご了承いただければ、引き続き良好な管理運営が実施されているものであり、特命要件が継続しているものでございます。

以上で、評価の説明を終わります。

【戸井崎委員長】 はい。ありがとうございます。それでは、金子委員、事業者の財務状況に関して、御意見等ありましたらお願いいたします。

【金子委員】 参考資料の方に、財務状況の埠頭株の総評が記載されています。営業利益は、選定時に比べて下回るという評価になっていますけども、これに関しましては、東京都が進めている東京港の整備に従って、埠頭株が必要な施設を増強して資産を増やしていることによって、分母の資産が増えている結果として営業利益はあまり変わらないという結

果になっています。かなり得点は減少していますが投資の結果でありますので、これに伴って特段事業の実施状況に影響はありません。よって事務局が作成した総評のとおりで間違いないということです。以上です。

【戸井崎委員長】 はい、ありがとうございます。

では、ご質問等ございましたらお願いします。

【金子委員】 去年も同じようなことを言った気がするのですが、事業効果の事業の取り組みや利用の状況について、今回の収支計画を見ますと選定時に比べて利用料金収入の実績が約2割増えているという状況で、これは主に青海ふ頭の実績が当初の利用計画に比べて2割強増えているということの結果であると思います。その場合に、評価の視点として、過去3年の評価に対して去年はどうかという評価だけではなく、事業計画通りの利用になっているか、選定時に対しての評価という視点があると思います。青海は昨年との比較ではなく選定時との比較になっているのですが、この去年の1,500件がどうなのか、というのが、件数では評価できないのではないかと考えます。ふ頭という有限のものを利用させていると考えると、どんなに考えても100%以上の実績は出来ないわけですね。ですから、問題はその岸壁を占有している時間の状況など様々なものを見ないと、実際の利用状況はどうか、逆にそれに対してそれが実現できるように埠頭㈱がどれだけ努力されているのかが見えてこないのではないかと思います。おそらく件数ではなく、特に青海は船が大きくなっていると思うのですが、青海を利用したいというお客さんが大勢いることに対して一生懸命埠頭㈱が努力してこれだけ船をつけた、ということだと思います。利用密度などの視点で評価をなさった方がいいのではないかと、評価は水準通りなので良いのですが、その辺の努力に対して評価をしてあげるという視点をもうちょっと取り入れられたら良いと思います。以上です。

【吉田ふ頭運営課長】 ありがとうございます。係留が増えることによって、利用料金制なので収入が増えているので、適切な財務財産管理の収支計画の達成のところで、計画した納付金よりも14%多かったという形でお金の関係は評価をしています。係留許可の件数はどれが適正な評価か、というのはなかなか難しい中で、大きな流れの中で単純に前年ではなく過去3年と比較した形で今回評価させていただきました。先程委員からお話があったとおり、品川ふ頭については通常は15,000dwtですが、25,000dwtまでの喫水調整で係留許可できるようにしたり、青海ふ頭についても通常はA0とA1は35,000dwtでA2は50,000dwtですが、海上保安部と調整して航行安全対策マニュアルを作ることによって、60,000dwtまで係留できるようにしたり、今回、更に中防外側Y1についても航行安全対策マニュアルを整備して、通常は20,000dwtのところ33,000dwtまで係留できるようにしています。指定管理者として実績は確かに認められていまして、件数プラスアルファをどうやって評価していくかは、先生のおっしゃる通り課題と考えています。今のところは、過去3年と比較した形の中で大きな増減があるか、というのを考えています。

【金子委員】 水深が深く大きな船でも着岸できるA2の空き時間が多ければ係船調整

が楽だと思うのですが、A2につきたいという大きな船が多いとボトルネックになる、そこで、他のふ頭と調整をする、という努力をされているかと思います。そのようなところで緻密に分析なされた方がいいのではと思います。

【吉田ふ頭運営課長】 そうですね。A2については、特に専用バースのA3との調整によって、A2からA3の方にはみ出して係留する、という調整もしていますので、指定管理者の方で頑張っている部分について評価できる方法があれば、引続き検討したいと思います。

【金子委員】 今のところ、行うのであれば埠頭側の方からこういう努力をしました、こういう取り組みをしました、というのを出示してもらえば良いのではないかと思います。

【吉田ふ頭運営課長】 ありがとうございます。

【戸井崎委員長】 その他、ご質問等ありますでしょうか。では、松田委員お願いします。

【松田委員】 簡単に3点質問です。まず1点目は、利用者の反応のところで、アンケート調査を実施していると記載されているのですが、資料の方はついていきますか。

【吉田ふ頭運営課長】 資料の方はついておりません。アンケートにつきましては、船舶代理店7社に行っています。係船調整担当の接遇はどうか、Webサイトの満足度はどうか、指定管理施設の維持管理状況の満足度はどうか、修繕は適切に行われていますか、などの維持管理等について聞いています。また、昨年度、この委員会で、東京港がなぜ選ばれるかを聞いてみた方が良いのではないかとのご意見がありましたので、今回はアンケートで聞いております。選択肢としては、背後圏の貨物需要が多いため、輸送に係るトータルコストが安い、港湾施設が充実している、陸上輸送が充実している、貨物取扱専門業者が多い、その他意見ありますか、という形で聞かせていただきました。その結果としては、背後圏の貨物需要が多いためと、輸送に係るトータルコストが安い、というのが、第1番目、第2番目となっていました。やはり首都圏4千万人の背後圏がありますので、それに一番近いのが東京港という立地特性の中で一番選ばれているというのが、多い意見です。さらに、背後圏に運ぶために近いということで、輸送に係るトータルコストが安い、というのが第2番目の理由としてございました。意見としては、現実的には地理的に東京港の選択が多くなる、というものがございます。

【松田委員】 ありがとうございます。評価としては水準通りということで良いと思うのですが、前年度もアンケートの中身についてコメントがあったところかと思いますし、やはり顧客というステークホルダーの方々の声というのは、評価の上で重要だと思います。そういったものも資料に記載していただいた上で判断された方がより良いかなと思います。

【吉田ふ頭運営課長】 ありがとうございます。アンケートの集計をした上で委員会にお出しし、評価できるところは評価する、そういった形で来年度以降させていただきたいと思っています。

【松田委員】 あまりお手間をかけなくても良いと思うのですが、せっかくステークホルダーの方のお話を聞いているので、私蔵してしまうというのはちょっともったいないと思

いました。

2点目3点目は両方数字の話なのですがすけれども、先程、経営資本営業利益率の低下は資産の増加により分母が上がっているから、ということで、そうだろうなと思ったのですが、売上高営業利益率も下がっているのは、資産の増加で減価償却が増えた、ということなのでしょうか。選定時から10ポイント程下がっているので、何か理由が特別にあるのか、あるいは資産が増加した故に様々な償却が膨らんだだけなのか、そういうところがちょっと気になります。加えて、これが3点目なのですが、資産が増加したのであれば全体的に売り上げも増えるようなものかなと思うのですが、売り上げは逆に減っているのも、そのあたりの構造がどうなっているのか、2点目と3点目まとめてお聞きします。

今でなくても構いません。会社全体の話ですので、事業とはまた別の数字が出ていてのではないかと思います。ただやはり指定事業者としての数字ということで、事業者のコスト構造のようなことを把握しておいた方がいいかなと思います。また、もし何かあるようであれば、指定事業者とのコミュニケーションというのをとっていただければと思います。以上です。

【吉田ふ頭運営課長】 経営指標については、もう少しきちんと理解した上で、事業だけでなく会社全体の状況について把握に努めたいと思います。

【松田委員】 全体についても問題になるような水準では全然ないですけれども、数字が結構今の部分が重いということと、もし、指定事業者の方が非常に頑張っていって、それで売り上げが上がらない、というのは事業をやっている身としては結構辛いだろうなと思うんですね。何かその辺りの構造を我々も理解しておいた方が良くはないかという趣旨で申し上げました。

【金子委員】 今回説明があった埠頭(株)については、一回一回の取引で売上が上がるものではなく、家賃のように継続的な役務提供に基づき売上が上がるという形の売り方なので、時間をかけて交渉して価格改定していかないと売上は上がらないですね。一方、費用面の方は、設備を更新すると直ちに増加してしまいますので、短期的には差し引きの利益はどうしても落ちてしまいます。減価償却の計算上、新しい資産は故障も少なく効率的な利用が可能なことから割高に減価償却費が計上され、耐用年数末期の資産は割安に減価償却費が計上されることになっているので、設備の更新を行った直後はどうしても利益が大きく圧縮されてしまいます。今後、緩やかに売上金額も上がって、時間をかけて利益率は改善していくのではないのでしょうか。

【松田委員】 今おっしゃられたのは非常によく分かります。そうすると、いつ賃料あがるのかという話と、いつ減価償却が大きく動くのか、というのがこの場面で大事になってきますよね。その中身の構造を把握した上で、数字を見たいな、ということです。

【吉田ふ頭運営課長】 最近の状況としては、Y1は平成29年にオープンして、指定管理施設ではないのですが、Y2が今年3月に新しく供用開始をしています。

【松田委員】 その減価償却がのっているということですか。

【吉田ふ頭運営課長】 それからA3という埠頭(株)の専用バースがあるのですが、そこは今、背後と一体の再編の関係で使っていない、というのがあります。コロナの関係で、中国からの船がかなり減り、若干売り上げや係船の利用回数が減っている、というのはあると思います。全体的な経営状況については、また今後把握していきたいと思います。

【戸井崎委員長】 はい、その他ご質問ありますでしょうか。では宿谷委員お願いします。

【宿谷委員】 私の方からも3点ほど質問したいと思います。資料の指定管理者評価資料2頁にあります管理状況の安全性の確保に記載されている内容ですが、先程ご説明もいただいた今年の新たな取り組みとして、防犯への配慮の2点目と、緊急時対策の中頃に記載の「事件発生時に青海ふ頭全体で連絡を取り適切に対応するためA0からA4バースが合同で」訓練をした、という部分がございます。去年までは東京港として実施した内容の記載だったのですが、おそらくかなり具体的な問題に対処するための訓練だったのではないかと想像するのですが、どのようなものなのか、もう少し補足してご説明いただければ幸いです。これが1点目です。

2点目は、資料4頁、他の委員さんもお指摘がありましたが、収支計画の達成状況に関して、でございます。確かに収支計画に対する実績は伸びておりますけれども、一方で、前年から比べると収入額は実績では2,500万減っています。そういった中で、総支出額を約1億から700万程度減らしたという形で経営努力も見られます。それについては評価をさせていただきたいと思うのですが、その後6頁にもある通り、今年に入って特に2月3月あたり、取扱で言いますと青海、品川の件数が減少してきています。これはコロナの影響もあると思いますが、件数的には微々たる減少のように思います。

まず、3月に終わった年度については、しっかりと管理ができたと私も感じております。けれども、今後については収入、件数の伸び悩みあるいは減少が顕著になる可能性も感じております。物流業者の側の話を聞いてみても、今東京に（貨物が）集中している、ということもあり、コロナ対策で非接触型の輸送や運転手を長く待たせないような輸送をということで、東京港ばかりに頼らない輸送も考慮している、という話もよく聞きます。そのような中で、今後に対してどんな見通しを持たれているのか、ご参考になるお話を聞ければというのが2点目でございます。

3点目としては、資料の5頁にございます事業効果、事業の取組の後段のところに記載の「背後施設との一体的運用」についてです。昨年と同じように実施をされていたと思いますが、一体的運用を進める中で、例えばNACCSのシステムは何らかの形で活かしていると思いますが、「一体的運用」は出来ているようで出来ていないということがよくあるのがどの事業者でも悩みの種でございます。本当はシステム連動ですとか、日常の事業運営に関しても進めることが望ましいと考えられますが、今どういう段階にあるのか、都度連携をとってメール等で連絡をする段階なのか、あるいは今後システム連動等まで進めていく予定があるのか、この辺り少し補足をいただければと思っております。私からは以上です。

【吉田ふ頭運営課長】　まず第1点目の青海の訓練ですけど、SOLAS施設に基づくふ頭の保安管理者が、青海公共は東京港管理事務所長になっていまして、青海のA3、A4については専用バースなので都ではなくて民間の事業者でございます。青海で過去にSOLASエリアへの侵入事件等があったことも踏まえて、青海ふ頭の中で色々なところに移動されてしまうと困る、ということで全体的にやりましょうということになったものです。基本的には管理事務所の方で声がけをして埠頭㈱さんの専用バースの方も一緒にやりましょう、ということでやったものです。詳細までは分かっていないのですが、全体の中で一定の条件下で、色々な情報連絡対応等、青海ふ頭全体の中でやりとりをする訓練を行ったと聞いております。

【大野委員】　主に海上保安部さんの問題意識なのですが、相互融通をしている時には、青海のA0からA4まで岸壁側は通行可能になることもありますので、例えばA0で入った者がA3から出てしまうこともあり得るというような状況でございます。A0からA4までの異なる保安管理者の中で連絡ができるように、という問題意識で行った、ということでございます。

【吉田ふ頭運営課長】　第2番目の今年に入って2月、3月の件数が少なかったことについては、やはり中国や韓国の船舶の入港が減ったということで、コロナの影響で少し落ちたけれどもその後にもた戻ってきている、という話を聞いています。その関係と言いますか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も踏まえて全体的に東京港で渋滞をどうするかということにつきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会時に向けて、港湾局として今後行う円滑な港湾物流を確保するために取り組む内容としまして、コンテナターミナルのゲートオープン時間の拡大、ストックヤードの設置、臨海部の混雑マップの提供、トラックドライバー向けにWEBカメラを増設してそれぞれの渋滞情報を分かるようにする、トラックから船舶や鉄道への利用の転換支援を実施する、あとは、荷主や物流事業者に長期蔵置貨物の解消のご協力をお願いする、ということがあります。その他にもさらに、リーファーコンテナの事業者への対応、臨時貨物置場を設置、新たな混雑を緩和するためのコンテナターミナルということで、中防のY2を今年の3月23日に供用開始した、ということで東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の対策ではあったのですが、港湾地域における交通混雑の緩和と円滑な港湾物流の確保への対応として、港湾局として今やっているところでございます。

3番目の背後施設との一体的運用の話ですけども、NACCSは国のシステムで、入港や係留施設の申請内容について管理事務所の方にも情報が送られてくるというもので、それがそのまま埠頭㈱さんに情報がいくという訳ではありません。ただ、指定管理者として、埠頭㈱さんから管理事務所ふ頭運営課の係船調整担当の方に1人派遣して業務を実施してもらっていますので、何かあれば係留施設の情報を本社の方にも連絡がいきますし、場合によっては、逆に埠頭㈱の方から背後の施設の状況や工事情報、ビットの使用調整情報などを得ることもあります。背後の情報も得た係船調整を行い一体となって運用している、というところ

でございます。

【戸井崎委員長】 よろしいでしょうか。

【宿谷委員】 はい。

【戸井崎委員長】 その他ご質問ございますでしょうか。大野委員お願いします。

【大野委員】 行政目的の達成のところで、各ふ頭の航行安全対策マニュアルを作っているということですが、岸壁の管理者がマニュアルを作るのは想像できない部分があるのですが、どのような内容のものでしょうか。

【吉田ふ頭運営課長】 防舷材の強度や入港船の着岸速度、その時の風の強さなどの条件の中で、何万トンまでであれば東京海上保安部の個別の了解を得ずに係留許可をしてもよい、という内容だと聞いています。

【大野委員】 そのような条件を整理した、ということですね。

【吉田ふ頭運営課長】 はい。それによって、ここまでの大型船なら大丈夫、というお墨付きをいただいている、ということでございます。

【戸井崎委員長】 その他ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、一次評価と皆様の御意見を踏まえまして、お手元の資料3、第2（2）の二次評価の評価基準に基づきまして、公共外貿コンテナふ頭施設について、管理運営が良好であった施設と評価され则认为ます。したがいまして、Bとして決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【戸井崎委員長】 はい。ありがとうございます。そのように決定させていただきます。

ただいまをもちまして、本日予定しておりました審議が終了いたしました。今後の予定等について、事務局からお願いいたします。

【佐々木振興課長】 今後の予定ですが、本日の議事録を作成しまして、後日ホームページ等で公開させていただきます。

また、本委員会における二次評価に基づきまして東京都で総合評価を決定し、総合評価結果についてプレス発表を行いますとともに、ホームページで公表いたします。公表時期は9月頃を予定しております。

以上をもちまして、指定管理者評価委員会を終了いたします。大変長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。

【戸井崎委員長】 ありがとうございます。

— 了 —